

令和 7 年

第 4 回 忠岡町議会定例会会議録

開会 令和 7 年 1 2 月 3 日

閉会 令和 7 年 1 2 月 1 9 日

忠 岡 町 議 会

令和7年 第4回忠岡町議会定例会会議録（第1日）

令和7年12月3日午前10時、第4回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1 番 河瀬 成利議員	2 番 今奈良幸子議員	3 番 北村 孝議員
4 番 小島みゆき議員	5 番 河野 隆子議員	6 番 高迫 照子議員
7 番 森野 良一議員	8 番 田辺 みき議員	9 番 前川 和也議員
10 番 尾崎 孝子議員	11 番 二家本英生議員	

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	是枝 綾子	教 育 長	大塚 孝
町長公室長	立花 武彦	町長公室次長兼秘書人事課長	
産業住民部長	新城 正俊	中定 昭博	
産業住民部次長兼生活環境課長		産業住民部次長兼住民人権課長	
	小倉由紀夫	谷野 彰俊	
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
教育部長	柏原 憲一	大谷 貴利	
教育部理事兼学校教育課長		消 防 長	岸田 健二
	石本 秀樹	消防次長兼予防課長	下川 浩幸

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	南 智樹
係 長	酒井 宇紀
主 事	兼田 雄飛

(会議の顛末)

議長（前川 和也議長）

おはようございます。

本日の出席議員は全員出席でありますので、会議は成立しております。

議長（前川 和也議長）

ただいまより、令和7年第4回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長（前川 和也議長）

これより会議を開きます。

（「午前10時00分」開会）

議長（前川 和也議長）

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局（南 智樹事務局長）

議長。

議長（前川 和也議長）

南議会事務局長。

議会事務局（南 智樹事務局長）

令和7年第4回忠岡町議会定例会議事日程（1日目）について、ご報告申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 一般質問

以上のとおりでございます。

議長（前川 和也議長）

第4回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申出がありますので、発言を許します。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

皆さん、おはようございます。ご案内のように、令和7年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私何かとお忙しい中にもかかわらずご出席くださいま

して、誠にありがとうございます。

国のほうでは補正予算案が示され、報道によりますと18.3兆円という大規模な予算は、新型コロナ以降で最大になったということです。そのほとんどが物価高騰対策など総合経済対策に17.7兆円であり、地方への交付金などがこれから来ましたら、物価高騰で大変な住民の皆さんの暮らしを支えることに活用してまいりたいと考えております。

今定例会に上程いたします議案につきましてご審議を頂き、ご賛同、ご可決いただきますようよろしくお願いを申し上げまして、開会の挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

議長（前川 和也議長）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、10番・尾崎孝子議員、11番・二家本英生議員を指名いたします。

議長（前川 和也議長）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より12月19日までの17日間といたしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

異議なしと認めます。

よって、会期は、12月19日までの17日間と決定をいたしました。

議長（前川 和也議長）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員、小島みゆき議員より例月出納検査の結果報告の申出がありますので、発言を許します。

小島議員。

監査委員（小島 みゆき議員）

おはようございます。例月出納検査について報告いたします。

ここに報告申し上げますのは、令和7年9月25日及び10月28日に行いました内容で、帳簿等は令和7年8月31日及び9月30日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計及び下水道事業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関貯金等については、その時点での

確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配布いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2、第3項の規定により報告いたします。監査委員、小島みゆき。

議長（前川 和也議長）

これにて諸般の報告を終わります。

議長（前川 和也議長）

日程第4 一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

まず初めに、今奈良幸子議員の発言を許します。

2番（今奈良 幸子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2番（今奈良 幸子議員）

大阪・関西万博は単なる経済効果だけのイベントではなく、終わった今も私たちの心に強く残り続ける出来事になったのではないのでしょうか。実際に私も子どもたちが目を輝かせて万博の話をしていたり、また行きたいと話す保護者の声を聞くたびに、この経験が次の世代の記憶にも深く刻まれたと実感しています。その点も踏まえて、1つ目の項目、大阪・関西万博について質問させていただきます。

10月13日に閉幕した万博では、本町も子ども招待事業、イベント等の出展など参加してきました。1つ目として、本町のこれまでの取組についての講評と、本町への効果、影響をどのように捉えているのか。2つ目として、今後の取組についてどのような方向性で考えておられるのか、1と2の質問をまとめてお答えください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（前川 和也議長）

立花町長公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

1つ目のご答弁をさせていただきます。

大阪・関西万博2025での忠岡町としての取組としましては、大阪ウイーク春の陣において、生帰のだんじりを出展、町内事業者であるガレットアンドバーオンさんに食べなはれブースへ出店していただき、大阪ウイーク夏の陣では、本町万博アンバサダーである

花人、赤井勝氏のライブパフォーマンス、キッズクラブによるダンス、フラダンスの出演、町内事業者であるc o m i c h i菓子店さんとまるしま珈琲さんとの合同で、食べなはれブースへ出店していただきました。ローカルジャパン展では、忠岡漁協のシラスを使った万博弁当が販売されました。また、赤井勝氏のライブパフォーマンスの中で、忠岡町のPR動画を作成し、漁業組合や忠岡ボーイズ、正木美術館、忠岡神社にも協力を頂きました。地元大阪開催であったことから、様々なメディアにも取り上げられたところでございます。

また、キッズクラブのダンスやフラにおいては、講師や保護者の方から一生に一度あるかないかの万博という大舞台に出演できたことは、子どもたちにとってとても貴重な経験になったとのお声を頂き、次代を担う子どもたちの教育的価値にもつながったものと考えております。数少ない機会ではございましたが、万博という大きな舞台において忠岡町の魅力を発信できたのではないかと考えております。

また、子ども招待事業を実施したことで、全ての子どもたちではございませんが、他国の文化に触れること、最先端の技術に触れることで未来社会を感じてほしいという当初のコンセプトは一定達成できたものと考えております。

今後についてというご質問でございますが、肌で感じたこととしまして、ご協力いただきました皆さんが、忠岡町のためという1つの目標に向けて情熱を持って関わっていただいております。皆さんそれぞれがエネルギッシュな思いを持っており、もっと忠岡町を盛り上げたいと言っていたことが大変印象に残っております。

行政として、万博という貴重な機会において、熱い思いを持った方々とのご縁を頂いたことが最大の万博レガシーと考えており、そういった方々とともに、これからも忠岡町の活性化、魅力発信に努めてまいりたいと考えております。

また、大阪ヘルスケアパビリオンにおいて活用されていた大型ビジョンなどを今回譲り受けることとなり、これも1つの万博レガシーとして大切に活用してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

石本教育部理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

学校における無料招待事業についてご答弁させていただきます。

両小学校につきましては、4月と6月に万博への遠足を実施したところでございます。学校からは、遠足として貴重な体験学習の機会となった旨の報告を受けております。本町教育委員会としましても、子どもたちが大阪・関西万博において最先端の技術やサービス等に直接触れる貴重な体験機会になったものと認識しております。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2 番（今奈良 幸子議員）

ただいまご答弁いただいた効果のうち、本町の魅力発信については、イベントに参加した 1 人として、職員をはじめ住民、事業者の多くの方が関わってくださったことに感謝を申し上げます。

町独自の子ども招待事業補助金においては、ありがたいとお声がある一方、申請の際に町税の未納がない証明書が必要な点については、負担感や違和感の声も寄せられていることを申し添えておきます。

万博を生かすには、開催前の機運醸成、開催中の万博の目的と連動した自治体独自の事業展開、開幕後の万博の遺産を次の事業につなげる取組という 3 つの段階が必要だったと考えます。

一方、本町の取組を振り返ると、イベント開催や参加自体が目的化し、万博のテーマや目的、その後のまちづくりや国際交流とのつながりが弱かったのではないかと懸念しています。隣の泉大津市のまちなか万博や万博国際交流プログラムに参加した自治体のように、姉妹都市オーストラリア・ノーザンビーチ市との連携など、本町としてももう一歩踏み込めたのではないのでしょうか。

こうした点について、まず町長ご自身の課題認識をお聞かせください。併せて、今後は町の事業を点で終わらせるのではなく、線、面でまちづくりや国際交流につなげるため、事前、開催中、事後を通じた一貫した計画に改めていくために、どのような枠組みで見直しを進めていかれるのか、具体的にお示しください。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

1 つ目のご質問の課題認識についてであります。議員ご指摘のようにまちづくりや国際交流につなげる視点が弱かったと認識をしております。

2 つ目のご質問ですが、今後同様なことがあれば、点で終わらないよう、忠岡町役場全体で総合的に取り組めるようにしてまいりたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2 番（今奈良 幸子議員）

ありがとうございます。万博は、特に何年も前から決まっていた国家的事業だったからこそ、もっと計画を練って、思い出やつながりを整理、活用し、交流発展にも結びつける余地があったのではないかと感じております。是枝町長が言ったとおりに、今後の事業展開では、本当に線、面で生かしていただきますよう強く要望し、次の項目、役場開庁時間の変更について伺います。

通告時点では、役場の開庁時間を1時間短縮するとの説明でしたが、再度役場内での協議にて30分の短縮にとどめると伺いました。短縮に至った経緯と住民に及ぼす影響をどのように捉えているのか、お答えください。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定町長公室次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

ご質問の経緯ですが、時間外勤務の削減、事務の効率化等、職員のワークライフバランスを検討する中で出てきたもので、短縮時間に違いはありますが、近年全国でも幾つもの団体で導入、もしくは検討が始められているものでございます。

住民への影響でございますが、窓口の時間が変更となることで、手続のため来庁されていた方には手段の変更や前倒しでご来庁いただくこととなりますが、その影響が最小限となるよう、当初検討していた4時半閉庁ではなく5時閉庁と変更したものでございます。

勤務時間内に窓口対応ではない時間が、若干ではございますが、できることから、住民サービス向上について職員個人がそれぞれ持っている構想を実現に向けて検討する時間を生み出せると考えております。直ちに答えの出るものではございませんが、大きな効果として期待できると考えております。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2番（今奈良 幸子議員）

私が懸念している点は2つあります。1つ目は、窓口調査の調査期間が今年の7月、8月の2か月間、しかも1階窓口のみの調査であり、判断材料としては不十分である点です。

2つ目は、開庁時間の変更に伴う対応策として掲げるDX化への整備が現時点では十分と言えない点です。働き方改革という観点から見て、今回の開庁時間の見直しが本町にとって必要な改革と言えるのか、改めてお考えをお聞かせください。

もう1点、ある経営者が、権利の主張ばかりが先行し、技術力が低下しているのではないのか、意識向上をどう図るか、仕事内容と個人の特性がマッチしているかが大切だという声も伺いました。本町の中でどのように意識向上を図り、人材育成を行っているのかも

教えてください。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

まず、調査が不十分とのご指摘で、今回なぜ1階だけが対象で、2か月だけの調査かですが、期間の短さについては、恐らく3月、4月になれば、来庁者数、総数は多くなりますが、率としては変わらない。時間帯の率としては変わらないと考えたため、先行団体も来庁者数ではなく対象時間の率をもって決定していたので、2か月という期間としました。また、対象のフロアについては、1階と2階の来客数が圧倒的に多いのと、4階、5階は業者なども多いので除外した次第でございます。

先にDX化を進め、住民サービスを向上させた後に閉庁時刻の短縮というのがより良い方法であったとは考えますが、本町は平成18年度の第2次財政健全化計画を策定し、この後、福祉サービスを中心に複雑多様化、増大化する中でも職員数を増員せず行政運営をしていたため、同規模の団体の中でも比較的職員数の少ない団体となっております。

この中で種々検討を進めても、共通して聞かれる声は、日常業務に追われ新制度や施策を検討する時間がないという声でした。この状態では、住民サービスの向上を含めたDX化も働き方改革もどちらも進まないため、今回ご指摘を受ける形にはなりましたが、DX化より先に進めさせていただいたものです。

次に、必要な手段かとの問いですが、現在、本町では役場の閉庁時刻と職員の勤務時間が同じとなっているため、窓口対応が多い、もしくは長くなった場合、残務処理を時間外にせざるを得ないという状況で、業務の構造が時間外勤務しないと処理できない状態で、窓口の多い部署では時間外勤務が常態化しております。

現在、特にここ数年、仕事のためなら時間外勤務をすることをいとわないという考えが古くなってきている社会の仕事に対する向き合い方が変わったことにより、我々公務員の考え方というのも遅ればせながら大きく変化してきております。

時間外勤務が美德であった時代とは違い、今は働く人の忍耐がベースになっている職場では、すぐに離職につながり、組織の弱体化へとつながります。以前と比較すると、公務員の採用試験応募者数は減少しており、また社会全般で中途採用枠が常識で、転職するハードルが低くなったというより、人生の中でキャリアアップのため転職していくのが当然と考えているような状況を感じております。

職員は、行政職員としての経験に限らず、本町での仕事の流れ、考え方を理解しておりますので、その職員が退職すると、職員採用による補充はできても事案によっては進捗に1年単位で遅れが生じることも珍しくありません。

以上のようなことから、職員のワークライフバランスを確立し、職場としての魅力向上を図ることは、忠岡町の行政を継続して維持していくために必要であり、市町村間で採用者確保が競争化している今、他市町村よりも早く対応することも本町の職場としての魅力になると考えております。今後の人事関連の各種施策にもご理解をお願いしたいと思っております。

最後の、権利の主張ばかり先行して、技術力が低下しているのも、意識をどのようにというご質問ですが、技術力の低下というのは特段感じることはないのですが、人事を担当していて権利の主張をされていると感じることはあります。しかしながら、権利を主張することで指導するということはできませんので、職員には処遇改善のその先には住民サービスの向上があることを意識してもらえよう、人材育成の中で引き続き指導してまいりたいと考えております。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2 番（今奈良 幸子議員）

では、最後にですけれども、これは時間固定でしょうか。それとも、状況によっては5時半に戻すことや、さらに短縮することはあるのでしょうか。そのときの人員体制や役場の情勢によって柔軟に変えるべきであると私は考えておりますが、いかがお考えでしょうか。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

今回の変更は、この先、未来永劫変更のないというものではございません。まだ実施もしていないところですので、どうすれば再度変更というのも決めておりませんが、今、議員ご指摘のとおり、柔軟な考え方で、今後、様々な状況の変化により再度検討が必要などときにはさらなる短縮も含め検討してまいりたいと考えております。

2 番（今奈良 幸子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2 番（今奈良 幸子議員）

住民サービスの向上につながるよう、職員の人材確保、育成に今後も努めていただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

では、3つ目の項目、動物の愛護に関することについてに入ります。

これまで毎年、猫の不妊去勢手術費補助事業、ガバメントクラウドファンディングの調査研究の進捗状況について伺ってきましたが、大きな変化は見られておりません。今回は、環境省、大阪府の動物愛護の考え方が住民に十分浸透しておらず、理解も得られにくい現状を踏まえ、1として動物の飼育、管理、殺処分、遺棄を含めた住民と動物の望ましい関わり方について、本町として現状どのように捉えているのか。そして、どのような施策を講じているのか、お聞かせください。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

動物との共生という観点におきましては、数年にわたり特筆すべき苦情や相談が寄せられる事例がないことから、動物愛護の考え方が住民に浸透していない、もしくは理解を得られていないといった考えは持っていないところでございます。今後も引き続き国や府の方針を注視しながら、動物との共生に向けた情報の発信に努めてまいります。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2番（今奈良 幸子議員）

先ほど、特筆すべき苦情や相談はなく、動物愛護の考え方が住民に浸透してない、理解が得られていないとの考えはないとのご答弁でしたが、地域猫活動のボランティアさんから日々の対話の中で見えている現状は、十分に浸透していないのが実情であるとのことです。その声を踏まえても、なおその認識のままでよいのか、改めてお伺いします。

そして、地域猫活動が進んでいるNPO団体の資料には、行政不作為と地域不作為に陥らないこと、住民、行政、ボランティアの三者協働から住民が抜けた二者協働になりやすいとの指摘がありますが、本町も同様の状況にも見受けられ、頑張っておられるボランティアへの行政のバックアップが十分とは言えないのではないのでしょうか。

また、本町に掲示されている「猫に餌を与えないで」という看板は、この文言だけでは誰に向けて何をやめてほしいのかが曖昧で、地域猫活動やTNRまで一律に否定しているようにも受け取れかねません。ホームページにも掲載されている無責任な餌やりはやめましょうという趣旨が伝わる表現への修正や、地域猫適正管理に関する説明の追記など、看板や情報の見直しを行う考えはないか、お伺いします。

さらに、TNR活動中にアライグマやイタチに遭遇した際、本町ホームページには情報が見つからず、大阪府のページを参照したことがありました。

住民には町と大阪府の役割分担が分かりにくいのが実情です。地域の実情を客観的に把握した上で、動物愛護管理センターやボランティア団体と連携し、役割分担を明確にしな

がら、本町に生息する動物に関する情報を住民に分かりやすく届けていくお考えがあるのか、お聞かせください。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

本町の「猫に餌を与えないでください」の看板は、議員ご認識のとおり、管理または保管がされていない野良猫を念頭に、野良猫への餌やりで何らかの被害を受けている方向けに作成、貸出しを行っているものでございます。

当該看板は、決まったデザインから用途に合ったものを選定して購入し、貸出しを行っているものであり、次回購入の際には頂いた意見を参考にさせていただき、適したデザインのものを選定させていただきます。

また、アライグマやイタチ等に関する問合せ先に関する情報については、議員お示しのとおり、案内の場が少ない現状でございますので、町ホームページ等による情報発信に努めてまいります。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2 番（今奈良 幸子議員）

ありがとうございます。今度買うときは変えていただけるといことなんですけど、ちょっと修正とかをしていただかないと、そのままずっとそれを貼り替えられるとということがあるので、それもちょうと検討していただきたいとお願いして、次の2の質問に移りたいと思います。

動物の救助について、平常時及び災害時それぞれにおいて、消防、警察、行政の役割分担をどのように整理しているのか。また、本町としての具体的な運用はどうなっているのか、お聞かせください。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

災害時の動物救護につきましては、大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン及び同マニュアルに基づいた対応になるものと認識をしております。ガイドラインでは、大阪府と政令市、中核市、獣医師会、動物愛護団体及び被災地である市町村の役割が示されております。

時間の都合上、全てをご説明することはできませんが、市町村の役割といたしましては、平常時からの適正使用等の広報啓発活動や被災動物が避難できる場所の開設等が挙げられております。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2 番（今奈良 幸子議員）

市町村の役割として私も調べさせていただきましたけれども、ほかにも地域防災訓練における動物救護シミュレーションなども示されております。本町の動物救助体制について、現時点での課題と今後の改善方針についてお考えをお聞かせください。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

平常時からの適正使用等の広報啓発活動については、適切な媒体を用いて周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。一方で、災害発生時は同行避難が原則となりますが、被災動物が避難できる場所の開設につきましては、十分な体制が整っていない状況でございます。こちらにつきましては、防災部局とも連携し、まずは体制の構築に関する研究が必要と考えております。

2 番（今奈良 幸子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2 番（今奈良 幸子議員）

現在は研究が必要な段階とのご答弁でしたが、私、ペット防災と同行避難については繰り返し質問してきた経緯があります。それでもなお具体的な検討が進んでいないということは、本当に正直驚いておりますし、悲しい気持ちでいっぱいでございます。

災害発生時の混乱を防ぐためには、平常時からの準備とルールづくりが重要です。いつ頃までにどのような形で体制づくりを行っていくのか、再度お考えをお聞かせください。

また、平常時や災害時の連絡先が分からない、救助においてですね、という声もあります。町として一定のルールや相談窓口を明確に示す必要があると考えますが、その点も含め早急な検討をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

同行避難につきましては、先行してルールづくりを行っても、避難所のキャパシティーが不足しては実質的な意味がなく、逆に避難所運営において混乱をもたらす可能性があります。

一方で、避難所については限られたハードの中で設定する必要がありますので、一朝一夕でキャパシティーを増やすことも難しいのが現実でありまして、いつ頃までにと明言できないことをご理解いただきたいと思います。

ペット防災、同行避難については、度々ご質問いただいておりますので、課題としては認識しておりますので、防災担当部局とも連携し、まずは避難所の受入れ体制の構築から検討を進めてまいりたいと考えております。

また、平常時、災害時における相談窓口につきましては、大阪府災害時等動物救護活動ガイドラインでは、災害時の動物に関する相談窓口は、大阪府の開設する動物救護本部とされております。大規模災害発生時には、行政単位に関係なく行方不明のペット等が発生することが想定されることから、市町村単位ではなく、総括的な窓口を設置するという意味合いかと思われます。平常時には、こうした災害時の問合せ先などについて、ホームページや広報紙等の媒体を用いて、分かりやすく情報発信してまいりたいと考えております。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2 番（今奈良 幸子議員）

今の答弁だと、平常時は情報をこれから載せていただけるというふうにとって、前向きに検討していただけると受け止めて、最後に3について伺います。

環境省が掲げる動物との共生社会という考え方を、本町としてどのように受け止めておられるのか。目指す姿のイメージがあればお示してください。その上で、現在行っている啓発や相談体制などの取組と併せて、今後新たに重点的に進めたい施策について、お考えをお聞かせください。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

環境省が掲げる動物との共生社会につきましては、住民の意識向上が重要と考えており、その中でもペットの飼育マナーの向上に向けたチラシの配布や、保健所で開催される犬の飼い方教室の広報掲載を通じた周知、狂犬病予防集合注射実施時の啓発活動などを実

施してまいりました。また、町のホームページには、猫との共生のためにという項目で記事も掲載しているところがございます。

引き続き、動物との共生社会について住民の意識向上が図れるよう取り組んでまいります。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2 番（今奈良 幸子議員）

本町の施策は、チラシ配布や情報発信が中心で、地域で頑張っている方々を巻き込んだ対話の場づくり施策にはなかなか踏み出せていないように感じています。今年、異変があった野良猫を病院に連れて行ったところ、体内から針やホチキスの芯などが複数見つかったという事例もあり、本町では学校で動物に触れたり世話をしたりする機会も少なく、子どもたちが動物を身近に感じる事が難しくなっていると感じています。

だからこそ、命の教育や体験学習と結びつけ、虐待防止やいじめ、DVの予防にもつながる取組が必要だと考えます。今後の方針を再度お聞かせください。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

ご指摘のとおり、動物愛護から教育分野の学習につなげていくといった多角的な取組の在り方も考えられるところではございますが、限られたリソースの中で円滑に行政事務をする必要もあることから、他の事務とも歩調を合わせつつ、可能な範囲の取組を調査してまいりたいと考えております。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2 番（今奈良 幸子議員）

調査していただけるということで、前向きに取り組んでいただけると取りまして。泉佐野市ではですね、来年の1月に人と動物が幸せに共生できる社会を目指してという市民講演会が開催される。また、貝塚市では、庁舎内でのパネル展など様々な施策が他市では展開されておりますので、本町においてもこうした先行事例を参考に、どうか新たな取組を検討していただきたいと考え、4つ目の項目、公民連携によるごみ処理事業について入ってまいります。

現在、本町では公民連携によるごみ処理事業が進められているにもかかわらず、町長はこれを白紙撤回し、広域連携ごみ処理事業を進める意向を示しておられます。

まず、1について伺いたいします。前回の一般質問では、住民の中で意見が分かれて

いる。十分な議論をするだけの情報も提供されていないことも踏まえ、きちんと示せるように議論をしながら理解していただくのご答弁がありました。

そこで、町長にお尋ねします。議論をするだけの情報とは具体的に何を指して、それをいつ、どのような形で示すお考えなののでしょうか。また、議論をしながら理解していただくとは、どのような場と進め方で住民の理解を得ようとしているのか。今後の計画やスケジュールと併せてお示してください。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

現在、ごみの広域処理につきましては、一つ一つ手順を追っているところでございます。岸和田市貝塚市清掃施設組合のほうの可能性を調査いたしました。今、難しいと判断いたしました。今後は他の一部事務組合のほうへの調査を進めてまいりたいと考えております。

公民連携方式のごみ処理事業は、現在、環境アセスメントの方法書についてが行われております。忠岡町は、公民連携協定を締結する際、環境への影響は事業者が行う環境アセスメントのときに明らかになるという旨の説明をしてきました。方法書の次の段階の準備書において、大気質の環境への影響が明らかとなります。ですから、私は、事業者の責任において行われる環境アセスメントで示される環境影響の予測が大きな判断材料になると考えております。それも併せて比較し、総合的なご判断になるのではないかとというふうに考えております。それまでに公表できる情報は、議会の皆様にご報告をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2 番（今奈良 幸子議員）

では、ただいまのご答弁を踏まえ、もう少し具体的にお伺いいたします。

議論の場とかのことがちょっと言われてなかったと思うんですけど、議論の前提になる情報のうち、住民の判断に特に影響すると考えられるポイントは、今、環境とおっしゃってございましたけれども、公民連携ごみ処理事業をこのまま継続した場合と、それを白紙撤回して広域連携ごみ処理事業へ切り替えた場合を比較したときの、これまでの準備経費や公民連携事業の中止に伴って発生し得る違約金等も含めたトータルの財政負担の見通し、環境への影響や施設の安全性、災害時の対応、そして住民の費用負担や利便性の影響について、どの程度まで具体的な数値や資料を示されるのか、そのお考えをお答えください。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

公民連携協定書を締結する前に定性評価を行った際、費用面などの比較は行われてきました。環境面については具体的数値がなかったため、今回、環境アセスメントで事業者から提出される評価書を議論する情報と考えております。

その定性評価の資料と併せて、今申し上げ、議員仰せの今後の発生する費用については、違約金については、これはまだ分からないというところで、事業者がどの程度というところがこちらのほうでは予測ができませんということで、試算ができないというところではございます。

こういった今後の発生する費用について、予測できるものと予測できないものとがございいます。そういったところが不明確ではありますが、あと環境の部分については数値が明らかになってくるということでもありますので、そういったことも併せてご議論いただくというふうに考えております。

以上でございます。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2 番（今奈良 幸子議員）

ずっと私も町長と今お話しさせて、やり取りをする中で、環境の部分がまだ出てないからっていうのも、とても私も大切だと思ってるんですけども、町というのは財政がありながらやっていくものなので、トータル的なバランスを考えてやらないといけない状態であると思っているのに、その財政がどうなるかっていうのが分からないうちから、これを白紙撤廃しますって言うことが、私の中ではちょっと、根拠がないのにそれをやりますって進めていくのが、とても私の中では違和感を感じております。それがずっと引っかかってるんですけども、町というのは総合的に見て行っていくものではないのでしょうか。

本当に体の面、私も本当に大切だと思っております。でも、私たちはこの忠岡町を守るために、財政とそのみんなの体のこととか、全部複合的に考えてやらないといけないのに、それ1点だけでその白紙撤回をしていいものかっていうのがすごく私の中では疑問なんですけれども、町長、そのような考え方で本当によろしいのでしょうか。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

環境の面ということが非常に大きな部分を占めているのは、そうでございます。しか

し、今後の費用が幾らかというところが行政のほうで予測ができない。違約金につきましては、これ、その後ですね、その中止をした後から出てくるということで、そのときにすぐに分かるというものでもございませんし、ということで事前に予測ができないというところはございます。

そういったところが分かる段階というところが今後出てくるのか、それはちょっとまだ分かりませんので、今、時期についてもそれがいつ分かるのかということもちょっと申し上げることが、情報を持ち得ておりませんので、それが予測ができる段階になりましたら、それも併せてということになります。これも分からないというところでもあります。

しかし、環境面を、やはり一度失ってしまった環境というのは取り戻せないということがありますので、まだ建設がされていない今の段階でというところでの環境を含めての議論、そういったところに行く前の議論ということは必要であるかというふうに考えております。

できるだけそういった議論が早い時期にできるようになればというふうに私も考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2 番（今奈良 幸子議員）

この事業においては、多くの方々が関わっている中で、SPCさんの会社もやっぱりこの事業を進めているのに反対している首長さんでいいのかっていう、私が自分が仕事してる立場であつたら、私ってそれってもう信頼できるのかなとちょっと疑問に思っているところがあるので、もうそろそろどうするかというのをちょっと考えていただきたいと思います。この質問をさせていただきました。

続いて、2、広域連携ごみ処理事業の進捗状況等について伺います。

現在、どの自治体とどのように協議を行っているのか、協議の場の設置状況やこれまでの主な論点についてお示してください。また、現時点で合意している事項と、また検討中で結論が出ていない事項は何か、それぞれ整理してご説明していただくのと、公民連携の検証と広域連携の検証、今後どのような、スケジュール感ですね、どこまでにどうするかというのをちょっとやっぱりはっきりしていただかないと住民の皆さんも心配なので、ある程度ここまでというのを決めていただきたいと思います。その点、よろしくお願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

ごみの広域処理に向けた進捗状況は、先ほど申し上げたとおりでございます。今後は他の一部事務組合のほうに調査をしてまいりたいと考えております。

本町は前町政のときに泉北環境施設組合と協議を行っていましたが、本町が公民連携協定を締結するため、忠岡町側から協議を終了しております。そのため、可能性も含めて調査を進めてまいりたいと考えております。

具体的にどの自治体と協議をしているのかというご質問ですが、まだ具体的には行っておりません。これから調査を行っていくという段階でございますので、スケジュール感もまだ不明でございます。相手のあることですので、丁寧に一つ一つ段階を踏んでということが今後求められてくるものでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2 番（今奈良 幸子議員）

すみません、時間がないので、もうちょっと本当に考えてやっていただきたいという、ちょっと言いたいことまだありますけど、次の質問に、すみません、移らせていただきます。

5 つ目の項目、タウンミーティングについて町長にお伺いいたします。

令和 7 年 1 0 月 2 8 日と 3 1 日に町長と直接意見交換を行うタウンミーティングが開催されました。実施に至った経緯、参加者の募集方法、実際の参加者数や年代構成、出された意見に対して記録の公開や対応状況の公表など、現時点でどのように取り扱っているのか等を含めた公表と、今後のタウンミーティングの方向性をお聞かせください。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

本町では、これまで住民の皆さんとの懇談の場は、各地区の自治会等に協力していただいておりますので、そういった地区懇談会がありましたが、二十数年間途絶えておりましたので、今回、年度の途中でありましたので、地区懇談会の形式はとらず、タウンミーティングの形式をとりました。

この内容につきまして、また参加者数、今ちょっと私、何名という数字をちょっと持ち合わせておりませんが、もちろん内容についてはまとめて、こういった内容でしたということはもちろん公表はしていくもので、情報公開の請求を取らずとも皆さんにお知らせしていくということはしてまいりたいというふうに考えております。

二十数年間途絶えておりましたということで、初めての試みでございましたので、周知方法も広報ただおかとホームページに掲載したのみでありましたので、行き届かなかった点があったかと思えます。また、平日の夜という時間帯でございましたので、参加しにく

いというお声もありましたので、テーマも設けておりませんでしたので、今後生かすべき点であるというふうには考えております。

こういった町長が住民と懇談する場というのは大切な機会でありますので、今後も開催方法、内容も検討して、タウンミーティングは行ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2 番（今奈良 幸子議員）

いろいろと考えてくださってると思ったんですけど、10月28日と31日なんですけど、その週も次の日が学校の運動会とかがあったりと、また学級閉鎖もあったので、このタイミングで実施するのはちょっとどうだったのかなという点と、やっぱりあの時間帯になると子育て世帯はやっぱり行くのが難しいという中で、今ってインスタグラムとかもされてるので、インスタライブとかすればそこでコメントとかも入れられるので、もっと何かある資源をもっと活用してやっていただきたいなと思いましたので、またそれについてはご提案させていただきたいと思います。

もう時間がないので、最後の項目、統計調査に基づく施策の展開の重要性についてに入ってまいります。

3点まとめて質問いたします。本町が実施した環境に関する住民アンケート調査、これ、社会調査と障害者計画策定時のアンケート調査、これは社会福祉調査になりますけれども、これは対象、配布、回収方法など、どのような流れで実施されたのか、ご説明ください。

そして、これらのアンケートの結果を含め、本町が行ってきた各種アンケートや2次調査の結果を含め、データ資源を町内で共有しやすい形で整理、一元化し、次の計画や見直し、事業展開に生かしていただきたいと考えますが、その点いかがでしょうか。

最後に、第6次総合計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略での数値目標、統計活用も踏まえ、今後、証拠に基づく政策立案でありますEBPMを全庁的に推進していく方針であるのかどうか。現在進めている総合計画の中間見直しも含めていくのかどうか、町長のお考えをお伺いして、私、終わらせていただきます。回答をお願いいたします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

私のほうから環境の計画についてご答弁させていただきます。

現在、策定を進めている環境基本計画でございますが、本町で初めて策定する計画であ

り、また今後の環境施策の基本となる計画でございます。策定に当たり、今後の環境施策を検討する中で、住民の意識やニーズはどういったものなのかを把握いたしたくアンケート調査を行ったものでございます。住民1,250名、事業者155社を対象としてアンケート用紙を配布し、回答は郵送もしくはウェブといった形で実施いたしました。回答率は、住民40.6%、事業者28.4%という結果でございます。

アンケート内容については、本計画の策定支援業務を行うコンサルからアンケート素案の提供を受け、本町で項目を精査し、本町に見合う内容に修正し、アンケートを実施したものでございます。

以上です。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

あと何名か答弁あるかと思いますが、もう過ぎてますので、キュッとまとめて答弁していただけたらと思います。二重部長、どうぞ。

健康福祉部（二重 幸生部長）

私のほうからは障害者計画についてのご答弁をさせていただきます。

障害者計画につきましては、障害者基本法に定めのある計画で、6年間を計画期間とした本町の障がい者施策に関する行政運営の指針となるものでございます。

計画を策定する際のアンケートの設問内容につきましては、国の方針や本町の地域課題を鑑みながら、制度改正と次期政策策定への方向性を考慮し、法定の質問を原則としつつ、併せて町独自の設問を作成しております。その素案を基に、学識経験者や当事者団体により組織する障害者施策推進協議会において精査をしていただき、最終的なアンケート内容を決定しております。

作成したアンケートは、障がいがある方の日常生活の状況や福祉ニーズを把握するため、障害者手帳所持者や自立支援医療の利用者、障がい児通所支援決定者などにご回答していただいております。また、障がいのある方の生活を地域で支える障がい者関係団体や事業者の意見についても反映させる必要があるため、町内において地域福祉活動に取り組んでいただいております団体、施設、事業所などにも調査をさせていただきます。

頂いた意見につきましては、コンサルにおいて過去のデータも踏まえて分析をしております、その結果を基に政策立案等を行っております。

最後に、計画の推進に当たっては、進捗状況や達成状況を点検評価し、その結果を次年度以降の政策事業の実施に反映させるため、PDCAサイクルを用いて管理をしております、行政内部だけではなく障害者施策推進協議会を通じて実施しております。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（前川 和也議長）

立花室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

私のほうからは、データを整理、一元化し、次の計画にどう見直しを生かしていくのかというご答弁をさせていただきます。

各種計画策定時のアンケート調査は、調査時にその趣旨を説明し、計画達成のために利用するとして皆様にご協力を頂いております。これらの個別のアンケート結果を他の目的に利用することは目的外利用に当たり、行政の信頼性を欠くこととなるため、できないところでございます。ただ、集めたアンケート結果については、各種計画の中でアンケートを集計し掲載しておりますので、誰でも閲覧することは可能となっております。

また、計画は、ホームページでも広く住民の皆様に周知しているところであり、職員も閲覧できておりますので、情報共有という部分ではできているものと考えております。改めて新たな仕組みづくりをつくるということは考えていないところでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

最後ですね。町長。

町長（是枝 綾子町長）

様々な計画を策定する際は、必ず住民へのアンケート調査を行っており、結果を参考に計画を策定しているところでございます。総合計画の中間見直しに当たっては、このE B P Mというところは盛り込んでございません。しかし、議員ご質問いただいたことを参考にしながら、このE B P M、これからちょっと私たちも研究して勉強していかなければいけない段階でございますので、このE B P Mは必要に応じてというふうに考えておりますので、今後ちょっと研究をしてまいる段階でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

以上で、今奈良議員の一般質問を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

次に、小島みゆき議員の発言を許します。小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

4 番、公明党の小島みゆきです。議長のお許しを頂きましたので、一般質問させていただきます。

生理用品を無償で提供するM e Wディスペンサーについて質問させていただきます。

生理用品の無償提供をコロナ禍から何度も要望し、社協でお困りの方にも無償提供していただきました。庁舎などの公共施設でのO i T r（オイテル）という無償提供機器の設

置も要望してまいりました。

令和7年の答弁ではこのようにおっしゃっています。O i T r、生理用品の無償の機器がございます。当初、私どもも今年の1月にこの業者とヒアリングを行い、申込み依頼をさせていただいたところでもございました。業者からも直ちに対応するというのでやっておりますが、その後、世界的な半導体不足、また中国に生産基地がございまして、ゼロコロナ政策等によりまして、一部の部品が入手困難な状況が続いていると連絡がありました。生産が大幅に遅れている状況で、現在、生産が止まっているという連絡も頂いているところでもございます。

ただ、本町につきましても、早い段階で申し込みをさせていただいてございますので、先方より令和5年4月以降をめどに展開できるように進めていると連絡があったところでもございます。生産再開のめどが立ち次第、今後詳細につきましてもまたご報告させていただき、設置について検討、実施を進めてまいりたいと考えてございます。

なお、施設につきましては、役場、文化会館等の公共施設を予定しているところでもございますと答弁も頂いていましたが、その後も延期になっていきますと何度かご連絡を頂いたときもありましたが、いつの間にか時が流れ、担当者も代わられ、そして本年9月にこのディスペンサーを設置すると連絡を頂いたときは、ようやくかとは思いましたが、とてもうれしく思いました。ただし、試験的とのことでした。継続していただきたいと思えます。

そこで、設置されてどういう状況だったのか。また、今後についてのお考えを教えてください。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

谷野産業住民部次長。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

ご質問の生理用品を無償で提供するためのディスペンサーの試験設置につきましては、本年9月1日より、忠岡町人権協会及び忠岡町女性フォーラム実行委員会にご協力いただき、役場の1階、2階、4階、南館1階における女子トイレ及び多目的トイレ7か所において提供を行っております。

3か月を経過した現状につきましては、設置以降、皆さんにはご丁寧にお使いしていただいております。

事前にご用意させていただいております生理用品の残は、7か所のディスペンサーの中を含め現在約100個となっており、間もなく試験設置の終了を迎えることとなります。

今後につきましては、これまでの利用状況を踏まえ、現在、予算の確保や設置場所の拡大も含め、来年度からの正式導入に向け検討しているところでもございます。

引き続き、誰もが安心して生活できる社会を目指し取り組んでまいります。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。以前には無償提供機器を設置すると言われていたことから、今後も継続してほしいと思いますし、設置場所も役場だけでなく文化会館などの公共施設にも設置していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

谷野次長。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

議員ご指摘の点につきましては、現在設置に向け鋭意検討しているところであります。ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

ぜひともよろしく願いいたします。

続いて、R S ウイルスワクチンについて質問させていただきます。初めに、妊婦への R S ウイルスワクチン接種について質問させていただきます。

R S ウイルスは、感染すると発熱、鼻水や咳などの上気道症状が見られます。多くは軽症で済みますが、場合によっては肺に向かって感染が広がり、細気管支炎や肺炎を発症することがあります。特に、乳児期早期の子どもや基礎疾患がある子どもなどは重症化しやすいため注意が必要です。乳幼児の重篤な呼吸器感染症の主な原因の 1 つです。特に生後 6 か月未満の赤ちゃんは免疫力が未発達なため、感染すると重症化しやすく、入院や呼吸補助が必要になることもあります。

R S ウイルスワクチンを受けると、R S ウイルスに 100% 感染しないということではありません。世界 18 か国で 7,000 人の妊婦に対して行われた臨床試験では、ワクチンを受けたグループの乳児は R S ウイルス感染症の重症化による入院を 70% 減らせたとの報告があります。ワクチンを受けていれば、感染しても重症になりにくいということです。

乳幼児が R S ウイルスに感染すると、鼻水や鼻詰まりが強く、自分で鼻水を出すことが困難なため、吸引器などを用いて鼻腔内の鼻水を吸引する必要があります。肺炎や気管支炎になると酸素を取り込むことが困難になり、低酸素血症を来す場合には酸素吸入を、呼吸補助が必要な重症の乳幼児には気管内挿管を行い、人工呼吸が必要になります。息が苦

しくなり呼吸困難になると、ミルクや食物を摂取することが困難になるため、点滴が必要になり、強い咳や、ゼーゼーやヒューヒューなどのぜんめいがひどくなると、ぜんそくの治療を行う場合もあります。

このように、R S ウイルス感染症に対する治療は、ウイルスを退治する治療ではなく、症状を和らげる対症療法しかありませんので、R S ウイルスに感染しないように予防することが大変重要になってきます。

そこで、お母さんである妊婦さんが接種し、赤ちゃんを守ることができるワクチンがあります。妊婦さんが接種すると、R S ウイルスに対する抗体、免疫物質が体内でつくられます。妊婦さんの体の中でつくられた抗体が胎盤を通じて赤ちゃんに移行することによって、赤ちゃんをR S ウイルス感染症の重症化から守る効果が期待できます。

R S ウイルスは、妊婦さんが接種することで赤ちゃんが生まれてきたその日から予防効果を期待できるワクチンです。このような仕組みのワクチンを母子免疫ワクチンと言います。母子免疫はお母さんにとっては能動免疫ですが、赤ちゃんにとってはお母さんにつくってもらった抗体をもらって感染予防に役立てるため、受動免疫になります。妊娠中にR S ウイルスワクチンを接種することで、お母さんの体内でできた抗体が胎盤を通じて赤ちゃんに移行します。これにより生まれてすぐの赤ちゃんがR S ウイルスに感染するリスクと重症化するリスクを低減させることができます。

そのことから、妊婦が接種することで、新生児や乳児のR S ウイルス感染症を予防することができるワクチン接種の助成をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

大谷健康福祉部次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

呼吸器感染症の原因となるR S ウイルスの予防接種については、現時点では予防接種法に基づく定期接種の対象とはなっておらず、任意接種として国は推奨しています。

本町といたしましては、国の方針に基づき、予防接種法に位置づけられている定期接種に該当する予防接種の接種勧奨や周知に取り組むことが最優先であるため、現時点においては定期接種となっていないR S ウイルスワクチン接種の公費助成は考えておりません。

しかしながら、妊婦へのR S ウイルスワクチン接種については、既に現在、国に動きがあり、令和8年4月から定期接種化されることが先日明らかになりました。科学的知見を踏まえ、母子免疫ワクチンとして有効性、安全性及び費用対効果の検証がなされ、R S ウイルス感染の予防に寄与するワクチンとして定期接種に導入されますが、来年春のワクチン接種の実現に至るまでの様々な準備や調整がこれから始まる場所ですので、本町といたしましては、近隣市町の動向の調査を行いつつ、できる限り早く早期に対応できるよう

努めてまいります。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。国が動いたということはとてもうれしく思います。それでは、国のRSウイルス母子免疫ワクチンの定期接種の位置づけはどのようなものになる予定か、把握されていますでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

令和7年11月19日に開催されました国の第72回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会、予防接種基本方針部会の資料、また令和7年11月26日に開催された国の令和7年度第2回予防接種に係る自治体向け説明会などの資料から、本ワクチンの効果としまして、妊婦への能動免疫による新生児及び乳児におけるRSウイルスを原因とする下気道疾患の予防が示されており、位置づけとしましては、A類疾病となるということ把握しております。

引き続き今後も情報収集に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。A類疾病ということは、住民の自己負担はなし、無料接種になるということでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

現時点では未定でございます。未定であるので申し上げることはできませんが、国の動向及び近隣市町の調査を行い、できるだけ早期に対応できるように努めてまいります。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。赤ちゃんを守ることができるワクチンです。国が来年4月から

の定期接種化を導入するということですので、忠岡町としても早期の対応に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、高齢者へのRSウイルスワクチン接種について質問させていただきます。

高齢者や基礎疾患のある方がRSウイルスにかかると、インフルエンザよりも重症化するなどにより、疾病負担が大きいと言われています。米国の研究では、60歳以上の成人がRSウイルスに罹患することで、長期的な合併症治療、それに伴う活動性の低下を生じる可能性が報告されています。例えば、筋力低下、筋萎縮、特に下肢、体幹、関節拘縮、褥瘡、起立性低血圧、心肺機能低下、認知機能低下など、また入院中の長期間の絶食により嚥下障害も起こると報告されています。入院となり長くベッドで寝ていることから、認知症が進んだり、歩行が困難になったりし、元の生活に戻ることができなくなるようなにならないためにも、高齢者へのワクチン接種の助成をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

先ほどの答弁と重複する部分がございますが、高齢者へのRSウイルスワクチン接種につきましても、現時点では予防接種法に基づく定期接種の対象とはなっておらず任意接種であるため、本町といたしましては、国の方針に基づき、予防接種法に位置づけられている定期接種に該当する予防接種の勧奨や周知に取り組むことを最優先としているため、現時点において定期接種とはなっていないRSウイルスワクチン接種の公費助成は考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

それでは、高齢者へのRSウイルスワクチン接種に関する国の動向を把握されているのでしょうか。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

高齢者へのRSウイルスワクチン接種の定期接種化に関する情報は、現時点ではございません。引き続き国の動向を注視してまいりますので、よろしくご理解のほどお願いいた

します。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

先ほども申し上げましたが、R S ウイルスはインフルエンザよりも重症度が高いと言われています。ワクチン接種を助成することで、罹患しても軽く済むことになり、医療費の削減にもつながるのではないのでしょうか。元気で今の暮らしを送っていくことができるようにしていただきたいです。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。認知症高齢者と個人賠償責任保険について質問させていただきます。

認知症の症状には、記憶障がいや、理解、判断力障がい、実行機能障がいなどがあります。これらの症状が原因となって現れる症状の1つである徘徊が起こると、知らない間に外出して行方不明になったり、事故やトラブルを起こしたりするリスクが上がります。

認知症の高齢者等が誤って線路内に立ち入り、電車を止めてしまった場合や、日常生活で他人にけがをさせたり、他人のものを壊してしまったことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、家族が代わりに賠償責任を負わなければならない可能性があります。

認知症の人が事故などを起こした場合は、本人に責任能力がなかったとみなされ、本人は損害賠償責任が発生しないと民法で定められています。損害賠償責任自体がなくなるということではなく、認知症の方を監督する立場にある家族、監督義務者などが代わって損害賠償責任を負わねばならない旨が定められています。

徘徊による事故で電車遅延で家族の責任の有無が論点となったのが、2007年、愛知県大府市にて、認知症で徘徊していた男性、当時91歳が列車にはねられて亡くなり、遺族がJ R 東海から電車が遅延したとして720万円の損害賠償を請求されたJ R 東海認知症事故訴訟という事例があります。

亡くなった男性の家族は、本人に徘徊の症状が出て以降、できるだけのことをしていました。同居していた妻、当時85歳、要介護1は、玄関の出入りを知らせるチャイムを枕元に置くなどして注意を払い、別居している息子さんもほぼ毎週末実家を訪れ、散歩に付き合うなど、1人で外出してしまわないように対策していたのです。

ですが、男性は、妻がうっかり数分居眠りしてしまった間に外出し、線路に入り込んでしまったのです。それでも、一審の名古屋地裁は、妻の居眠りは過失に当たり、息子にも監督義務があったとして、全額720万円の賠償責任を認めました。時の司法では、責任能力のない人が他人に損害を与えた場合、家族らの弁済を当然とする風潮があったからです。二審の名古屋高裁では息子の監督義務はなしとされたものの、妻には注意義務を怠ったとして半額の約360万円の支払い命令が出ています。

しかし、最高裁では判決が一転します。妻は自身も高齢かつ要介護状態であり、認知症

男性の監督は困難だったことが認められました。最高裁は、介護する家族に賠償責任があるかは、生活状況などを総合的に考慮して決めるべきだとして、ＪＲ東海の請求を棄却しました。これは民法で定められた家族等の監督義務者は、防げない事故の賠償責任までは負わないと示した初めての判決です。

しかし、この判決で、認知症の方を介護している家族に監督義務があるかどうかは個別に判断されるものとなりました。

その一方で、この訴訟により認知症家族が事故を起こした際、家族に賠償責任が問われる可能性があるとは広く知られるようになったため、個人賠償責任保険の注目度が高まりました。判決が出るまでの間にもこうした事故は後を絶たず、認知症、またその疑いのある人が列車にはねられるなどの鉄道事故が２００５年からの８年間で１４９件あり、１１５人が死亡されています。

このＪＲ東海認知症事故訴訟の判決後、各自治体が認知症の方による事故に対応した独自の損害賠償制度を導入することが増えました。その目的の多くは、認知症の方の事故を恐れるあまり家に閉じ込めてしまうことのないよう、認知症になっても安心して外出できるまちづくりがコンセプトになっています。

自治体による最初の個人賠償責任は、２０１７年１１月に神奈川県大和市が先駆けて導入した徘徊高齢者個人賠償責任保険です。大和市は鉄道と踏切が多いため、認知症の人が踏切事故を起こすリスクを考えて導入したそうです。その後も全国の多くの自治体が同様の制度を導入し、保険制度を活用されています。河内長野市、富田林市、狹山市、寝屋川市、豊中市など。また近隣では、泉佐野市、貝塚市が導入されています。多くの自治体では、保険料を自治体が全額負担し、１事故当たり最大１億円から３億円を上限として補償する仕組みを設けています。

忠岡町内でも線路は高架になっておらず、危険なリスクは大いにあると思います。賠償責任から家族を救う認知症事故に備え、保険加入の助成を忠岡町でも取組をしていくべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員仰せの認知症高齢者等個人賠償責任保険につきましては、日常生活での事故などにより法律上の損害賠償責任を負った場合に、その賠償金を補償できるものでございます。認知症の方及びそのご家族が地域で安心して生活し、外出することができる環境づくりに有用であると考えますので、実施されている市町の取組について調査研究してまいります。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。事故を恐れて外出せずに家に閉じ籠もってしまう、閉じ込めてしまうことで人と関わる事がなくなり、人と対話する機会がなくなってしまうことで、認知症は急速に進んでいきます。そういうことのないよう、高齢になっても安心して自分らしく暮らせるように取り組んでいただきたいと思います。再度お願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

繰り返しの答弁にはなりますが、認知症の方及びそのご家族が地域で安心して生活し、外出することができる環境づくりに有用であると考えております。また、外出を控え閉じ籠もることは認知症が進む原因となりますので、状態の悪化予防の面からも、実施されている市町の取組について調査研究してまいります。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。ぜひともよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。忠岡駅周辺の活性化について質問させていただきます。

忠岡駅周辺活性化事業として、忠岡駅周辺のにぎわいづくりを推進させるため、小売業及び飲食店を新規出店する者に対して最大100万円の補助金を交付する忠岡町駅周辺活性化事業支援補助金がありますが、忠岡駅周辺の活性化についての現状はどうなっているのか。また、見ているとまだまだ厳しそうな気がしますが、いかがでしょうか。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

忠岡駅周辺の活性化につきましては、令和6年度から3か年計画で駅から半径100メートルの範囲内に飲食店を新規出店する事業に対しまして、内外装などの工事費を最大100万円補助し、空き店舗の有効利用とにぎわいづくりを目指して実施してまいりました。

しかしながら、令和6年度は、相談などが数件あったものの、補助金の交付に至らなかった事業者さんがございましたので、今年度、要綱を改定し、対象範囲や業種を拡大しております。また、今年度につきましては、既に4件分の補助金の交付をしており、現在1件の相談を頂いております。少しずつではございますが、空き店舗が埋まってきております。

次年度につきましても、今年度と同様に補助金の予算要望を行い、引き続き駅周辺の空き店舗の有効利用とにぎわいづくりに努めてまいります。

以上でございます。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。対象範囲や業種を拡大して、今年度は4件の補助と1件の相談ということで、昨年度より進んだということではあると思います。ホームページには今年度の受付が終了したと書いていますが、予算の上限に達したということでしょうか。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

当初、5件の予算を計上していましたが、現在4件の補助金の交付があり、先ほどの答弁にもありましたが、1件の申請を受け付けしているところではございます。予算の上限には達しておりませんが、申請から工事が完了するまで数か月かかるため、現在、一旦ホームページでは受付を終了させていただきました。

しかしながら、軽微な工事などで年度内に間に合う物件であると判断した場合については、対象といたしております。

以上でございます。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。忠岡駅の南海のテナントは、依然、空き店舗が目立つように思いますが、どのような状況でしょうか。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

空き店舗、目立っております。しかしながら、南海電鉄におかれましてもテナントの募集を強化していると聞いております。

以上でございます。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

ちょっと残念ですが、分かりました。以前も、家賃の交渉などにも行っていただいたこともお聞きしています。今後も駅前の活性化の取組をぜひともよろしくお願いいたします。

防災について質問させていただきます。

他地域では、河川の決壊、氾濫、想定外と言われるようなことが起こっています。起きないことを願ってはいますが、災害はいつ起こってもおかしくない昨今です。台風や大雨が降ったときなど、河川が氾濫し、決壊しないかなどご心配の声があり、高月北地域の方からは、水位が上がり槇尾川が氾濫、決壊しないようにしてほしいとのご相談があり、これまでもお伝えしていますが、どのように検討されていますでしょうか。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

産業住民部よりご答弁させていただきます。

議員ご要望の槇尾川の改修及び維持管理につきましては、ご承知のとおり、大阪府が管理すべきものとなっております。このことから、本町が直接改修及び維持管理することはできません。

大阪府では、平成12年度に大津川水系河川整備計画が立てられ、それに基づき改修や維持管理が行われております。本町域において接する大津川、牛滝川、松尾川については、河川整備が一定完了しております。また、本町外ではありますが、槇尾川につきましても、本町域に近い部分では河川整備が完了しているとのことです。

しかしながら、河川整備が一定進んだ段階においても、川底のしゅんせつなど適切な維持管理が行われなければ、洪水などの災害に対応することはできませんので、本町といたしましては、大阪府に対して適切な維持管理の実施について要望を実施してまいります。

したがって、まずは災害時の身を守る行動を最優先に考えていただき、防災への備えを準備していただければ幸いと存じます。

以上でございます。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。槇尾川沿いが忠岡町の地域ではなく、河川の維持管理が大阪府であることから、忠岡町としては難しい立場ではあると思いますが、お困りやご心配をされている忠岡町の住民さんがおられますので、町としてできることをしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

災害備蓄品について質問させていただきます。能登半島地震が起きた後、避難所生活を送ってこられた方から、こんなものがあればよかったとの意見を参考に、特に女性の視点に立った防災体制づくりを国としても進めていました。その中で、これまでに要望してきた乳幼児、女性、高齢者への備蓄品の状況と今後の取組についてお伺いいたします。いかがでしょうか。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

大規模災害時における備蓄方針については、大阪府が公表している大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針についてを基本とし、市町村、大阪府で役割分担のもと備蓄を進めております。

本町の備蓄状況につきましては、本方針に規定されているとおり、忠岡町に最も甚大な被害が見込まれる南海トラフ地震を想定し、発災から3日間は対応できるよう、大阪府及び忠岡町が備蓄しておくべき重点11品目を1対1の割合で備蓄を行っております。

重点11品目には、乳幼児用粉ミルク、または乳幼児用液体ミルク、哺乳瓶、乳児・小児用おむつ、生理用品、高齢者食、大人用おむつが含まれており、現在、目標備蓄数は充足しております。

重点11品目以外の備蓄については、災害関連死を少しでも減らすため、避難所生活の生活の質の向上は必要であると認識しており、さきの第3回定例会でご可決を賜りました忠岡町避難所環境改善整備事業につきまして、現在、防災資機材の整備を着実に進めているところでございます。

備蓄品については、賞味期限や耐用年数がありますので、今後も計画的な備蓄に努めてまいります。

以上でございます。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。重点 1 1 品目が目標備蓄数を充足していることはありがたいことです。しかし、これまで要望してきた備蓄品については、まだ足りないのではないかと思います。女性の視点に立った防災体制づくりを進めていくことで見えてくるものがあると思います。女性の視点に立った備蓄をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

過去に議員のご提案いただきました中では、女性、妊産婦用のものに関しまして、煮沸用の鍋、離乳食、それから皿、スプーン、お尻拭き、コップの備蓄が現在できております。その他につきましても、他の備蓄との調整を図りながら検討してまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。災害時に住民さんが安心できるように、これからも取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（前川 和也議長）

以上で、小島みゆき議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩といたします。

次は、午後 1 時から再開をいたします。

（「午前 1 1 時 2 8 分」休憩）

議長（前川 和也議長）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後 1 時 0 0 分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前川 和也議長）

次に、二家本英生議員の発言を許します。

1 1 番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

11番、日本共産党、二家本英生です。通告に従い一般質問を行います。

まず最初の質問です。口腔ケアについて質問を行います。

文部科学省が2024年度の学校保健統計調査によると、虫歯のある子どもの割合は幼稚園で20.74%、小学校で32.89%、中学校で26.50%、高校では34.70%となっています。年々減少はしているものの、約3割の子どもが虫歯のある状態であります。また、虫歯が10本以上あったり、歯の根しか残っていない未処置歯が何本もあったりする状態の口腔崩壊となっている児童、生徒もいます。

子どもの成長において口腔の健康は重要です。歯周病や虫歯が進行すると、痛みや感染を引き起こし、食事の摂取が困難になり、十分な栄養が取れず、成長にも悪影響を与えます。

忠岡町では、就学前の定期健診で2歳6・7か月歯科健診をはじめ、1歳7・8か月健診や3歳6・7か月健診の3回、歯の診察やフッ素塗布などが行われています。特に2歳6・7か月の歯科健診では、虫歯が新しくできる可能性などを調べるカリオスタット検査を行い、虫歯になりやすい状況であれば、歯科の受診を促すような取組もされているとお聞きしております。その2歳6・7か月の歯科健診で要受診となった人数はどれぐらいでしょうか。健康福祉部長より答弁をお願いします。

議長（前川 和也議長）

二重部長に通告されてたんですか。

11番（二家本 英生議員）

大谷次長に。

議長（前川 和也議長）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

成人歯科健診における本町の受診率ということ。

11番（二家本 英生議員）

いや、2歳6・7か月の受診。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

すみません、2歳6・7か月児健診における受診率につきましては、今把握はしておるんですけども、再受診率のことをお聞きと言うてましたね。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

2歳6・7か月の子どもの受診者数。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

すみません、申し訳ないです。過去3年間の実績でございますが、令和4年度につきましては健診対象者117名のうち受診者が103名、令和5年度につきましては120名のうち109名、令和6年度は98名のうち88名が受診をされております。申し訳ございません。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本委員。これ、2回目でカウントします。

11番（二家本 英生議員）

ありがとうございます。ちょっと私が担当部長を間違えたみたいで申し訳ありません。忠岡町で歯科健診の状況は分かりました。

早い時期の口腔ケアは、子どもの健康と成長にとって非常に重要であります。少しでも子どもの歯を守るための予防として、フッ化物洗口という方法があります。フッ化物洗口とは、永久歯の虫歯予防を目的に、一定濃度のフッ素化ナトリウムを含む溶液で1分間うがいをする方法です。その予防効果として、虫歯予防効果は約30%から80%とされています。特に就学前4歳児から実施した場合、40%から80%と、就学前からの実施で高い予防効果となります。また、第1大臼歯が生えてくる時期に合わせ開始し、長期間継続することが効果を確かにするために必要です。また、その獲得した効果は、洗口終了後も持続します。

子どもたちの歯の健康を守り、成長を促すため、こども園と小・中学校にフッ化物洗口の導入の検討をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。こども園の担当と小・中学校の担当のそれぞれから答弁をお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員仰せのフッ化物洗口をこども園に導入してはということでございますが、厚生労働省が令和4年12月に各都道府県宛てに、フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方についてという通知を発出しており、その中でフッ化物洗口マニュアル2022年版というマニュアルを取りまとめております。

そのマニュアルを参考にしますと、実際に導入されている各自治体の経緯などが掲載されており、それを見ますと、歯科医師会からの働きかけがきっかけで始まっている事例が多いことが見受けられます。専門である歯科医師を中心として検討委員会を立ち上げ、そこに行政や現場の関係者、保護者なども含んだその他の関係者が選出され、何年もかけて導入に向け意見を交わしてきている経緯などがうかがえるところでございます。

特にお子さんの口の中に入れるものであることから、導入するに際しては、全ての保護者からの同意を得る必要があります、反対される保護者もあることから、そのような場合はアレルギー対応と同様に個別の対応が必要となるなど、現場への負担も大きいものと考えているところであり、すぐに導入できるものではないと考えているところでございます。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小・中学校担当のね。

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

小・中学校の状況につきまして教育委員会のほうからお答えさせていただきます。

子どもの健やかな成長において、虫歯の予防やそしゃく機能の保持など口腔の健康は極めて重要でございます。歯科疾患は、一度進行すると学習への集中力低下や生活習慣の乱れにもつながることから、日頃の家庭での歯磨き習慣に加え、学校における予防的取組として、小・中学校におきましては歯磨きの仕方や口腔ケアについての啓発を行っているところでございます。

ご指摘のフッ化物洗口につきましては、一定の予防効果が報告されている一方、実施に際しましては、保護者理解、学校の体制、洗口液の管理方法など慎重な検討が必要でございますので、また、近隣自治体におきましても、現時点で学校単位でのフッ化物洗口の導入実績はないところでございます。

本町といたしましても、今後も近隣自治体の動向や国・府のガイドライン等を注視してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

分かりました。先ほど言ったフッ化物洗口のマニュアルって、こういう結構分厚いものなので、結構いろんな情報載ってるんですけども、導入効果、予防効果は確かにあるということで、効果を期待してやっていただきたいんですけども、隣の泉大津市さんのほうで

は、平成１８年の６月にフッ化物洗口推進検討委員会が発足して、翌１９年から試験的に導入されています。現在では全ての園で行われております。

先ほども申し上げたとおり、予防効果も高く、費用もそれほどかからないことから、特に集団で導入することで費用対効果が高いことも示されております。早い段階で導入することで、より効果が高いと言われております。ぜひこども園でフッ化物洗口の導入をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

現場の保育士の業務を減らすために、昨年１０月からサポートスタッフを導入し、業務改善を図っているところであり、また現在も引き続き保育士の募集をかけておりますが、なかなか募集がない状況でございます。そのような状況下において、新たにフッ化物洗口のような業務が加わると、本来の業務にも支障が出るかと考えるところでございます。このような状況でございますので、導入につきましては慎重にならざるを得ないと考えております。

つきましては、府内の導入実績などを注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

１１番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

１１番（二家本 英生議員）

なかなか現場の大変さも分かってるんですけども、やっぱり子どもたちの口腔環境を守るためにも、ぜひ予防的な取組なので、今後検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、大人の口腔ケアについて質問を行います。ここで質問の中身で番号が②が２つありますので、最初の②を①として質問させていただきますが、よろしいでしょうか。

議長（前川 和也議長）

どうぞ。

１１番（二家本 英生議員）

そしたら、質問に移ります。

８０２０運動という言葉聞いたことはないでしょうか。８０歳までに健康な歯を２０本以上維持することで、いつまでもおいしいものを食べ続けることができます。この運動は、１９８９年から当時の厚生省と日本歯科医師会が推進しているものです。この運動が

スタートして間もない1993年の調査では、75歳から84歳の20本以上歯がある人の割合はわずか10.9%でした。最新の2024年の調査で61.5%となっております。また、歯の健康は、全身の健康とも深い関係があると言われています。

忠岡町では、歯の健康を守るため、20歳以上75歳未満の全住民を対象に、500円で受診できる成人歯科健診があります。健診の内容として、歯周疾患検査、口の中全体をレントゲン撮影する口腔パノラマ撮影、歯磨き指導を行い、口腔内のチェックができます。この成人歯科健診の受診者について、過去3年間の推移について担当部長より答弁をお願いいたします。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

本町の成人歯科健診は、健康増進法に基づく努力義務の健康増進事業として全国で行われています。国が基準としている対象年齢が20、30、40、50、60、70歳であるのに対し、本町は対象者を20歳から74歳までの全住民と位置づけており、住民の皆様の口腔の健康の保持、増進を積極的に支援しております。健診では歯周疾患検査、歯磨き指導、医師が必要と認める場合は口腔パノラマ撮影を実施しており、65歳以上の方には飲み込みの状態についても指導を行っております。

過去3年間の実績を申し上げますと、令和4年度は20歳から74歳までの対象者数が1万1,191人で、受診者が353人、令和5年度の実績は対象者が1万1,008人で、受診者が395人、令和6年度の実績は対象者が1万883人で、受診者が414人となっております。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

対象者が忠岡町の場合、かなり大きいので、率にしたらかなり少ない数字になってしまいますけども、受診者でいけば年々少しずつですけど増えてきております。それでも受診している人は少ないのが現状であります。

様々な周知方法もされていると思いますが、歯医者にかかることは抵抗があり、なかなか歯医者に行きにくいイメージがあります。ただ、将来の健康を守るためには大事なことです。ので、引き続き制度の周知徹底を行っていただきたいと思います。

次の②の質問に移ります。高校を卒業するまでは、毎年学校で歯科医師による健診があ

ります。卒業後は健診を受ける機会が少なくなります。大抵の人は、成人になってから歯医者に通院するときは、虫歯による歯の痛みが出てからだと思います。

ただ、歯周病も問題となります。歯周病の早期発見は、将来の全身の健康にも深い関連があります。早期発見、治療することがとても重要です。現在、20歳から歯科健診が受診できることになっていますが、高校卒業後の18歳から受診の支援があれば、毎年歯科健診ができる環境をつくれます。今の成年歯科健診の対象を18歳以上に引き下げる検討をしていただきたいのですが、担当部長より答弁をお願いいたします。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議員がおっしゃるとおり、学校歯科健診は学校保健安全法により学校が実施義務を負いますが、本町の現状としては、高校卒業後20歳までの間の歯科健診の制度はございません。年齢引下げの可否、要否につきましては、歯科医師の先生方や歯科医師会等との協議に加え、財源の確保も必要となります。また、国では、生涯を通じた歯科健診、いわゆる国民皆歯科健診の実現に向けた環境整備も始まっています。

本町といたしましては、国の動向に注視し、また併せて近隣市町の調査も行い、今後の歯科健診の実施について検討していきたいと考えております。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

やはり受診率を上げることも大事なんでしょうけども、健診を毎年できる環境というのは非常に大事なことだと思いますので、ぜひ前向きな検討をお願いします。これでこの質問を終わります。

続いての質問に移ります。中学校の支援について質問いたします。ここでは2点質問いたします。最初に、今年6月の一般質問でも取り上げた中学校の部活動の件について質問いたします。

中学校の部活動については、今までは教員が顧問として指導し、学校内で同じ学校の生徒とともに活動しますが、少子化による生徒数の減少で部活動の種目数が減るなど、活動の選択肢が少なくなってきました。また、指導する教員側としては、休日勤務や指導経験がない教員が指導に当たらざるを得ないといった課題もあり、教員の負担が大きいのが現状です。

そういった中、神戸市は政令市で初となる部活動の中止を来年8月までに終了し、9月から地域のクラブ活動として開始する予定となっています。

今、中学校の部活動は地域移行を推進していますが、地域の状況に応じて部活動指導員を採用し、学校内で部活動を継続させることも可能であります。

昨今、教員の働き方について負担が大きくなっていることに対応するため、文部科学省は、教師が教師でなければならない業務に専念できるよう、学校と教師の業務の3分類を決め、1つは学校以外が担うべき業務、2つ目は教師以外が積極的に参画すべき業務、3つ目は教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務と分類し、部活動については2つ目の教師以外が積極的に参加すべき業務に分類され、部活動の地域展開、地域連携を推進と示されています。

6月議会では、質問の中で部活動の地域移行という答弁もありましたが、地域移行となると保護者の負担が大きくなること、そして地域に同様の活動をしている団体のありなしもあります。現状に近い形で維持するためには、部活動指導員を導入することが良いと思います。現在の取組状況を教えてください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

中学校の部活動につきましては、6月議会にてご質問を頂き、今後改訂予定の次期学習指導要領における部活動の位置づけを注視してまいるとともに、休日の部活動の地域移行を進めるための地域の受け皿や人材の確保を含めた制度設計について検討していく旨をご答弁させていただいたところでございます。

議員お示しの部活動指導員につきましては、現在、来年4月からの導入に向けて制度設計を行っているところでございます。これまで本町におきましては、外部指導者の活用として、あくまでも部活動のコーチ等補助的な役割として技術的な指導を行うことができ、社会人等活用として教員である顧問が主となり、現在も補助的に指導をお願いしております。来年度導入の部活動指導員につきましては、教員と連携し、部活動指導員のみでの指導が可能となり、より教員の部活動における負担軽減となるものでございます。

なお、来年度につきましては、初年度になりますので、運動部4名、文化部1名の計5名程度を想定し、研修及び人材確保につきましては、近隣の大学と連携し、大学で研修を受けた学生さんや経験のある方に来ていただけるよう人材確保に努めているところでございます。なお、予算につきましては、国及び府の補助3分の2を活用する予定でございます。

ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

現在の状況は理解しました。それと、答弁の中でもあったとおり、来年度、運動部のほうで4名、文化部のほうで1名について導入を予算化していただけるということで、大変子どもたちにもいいことだと思います。

そうということで、今までクラブの加入とかを停止したクラブとか、廃部になった部活動の復活も今後視野に入れていただいたら、生徒たちの選択の幅が広がるので、大変喜ばれるかと思います。引き続き検討をお願いいたします。

この項目の2つ目の質問に移ります。校内教育支援センターの支援員の導入及び充実について質問を行います。

文部科学省が令和5年度より、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、いわゆるCOCOLOプランでは、校内教育支援センター、スペシャルサポートルーム等の設置促進が示されております。

現在、町内の小・中学校内には、自分のクラスに入れないうちや少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたいときに利用できる校内教育支援ルームが、東忠岡小学校、忠岡中学校に設置されています。東忠岡小学校には支援員が1名配置されており、対応されていますが、忠岡中学校には配置されていない状況であります。

様々な悩みを持っている児童・生徒に対し、教員が時間を割いて対応してくださっているのは大変ありがたい状況ではありますが、対応に追われ授業の準備に苦勞されていることも耳にしています。教員の負担を少しでも軽くし、また児童・生徒ともしっかり向き合えるような支援員が校内に設置できれば、状況も変わってくるかと思います。

そのためには、来年度において中学校にも校内支援員が必要だと思います。検討はされているのでしょうか、答弁をお願いいたします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

校内教育支援員につきましては、一昨年度から府の事業を活用し、東忠岡小学校に府費の支援員を配置し、家庭訪問をして登校を促したり、校内教育支援ルームで個別対応を行っております。今後、国の補助事業に移行されていくに当たって、中学校への配置についても検討しているところでございます。

引き続き不登校支援に係る機能の充実を図ってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

来年度、導入を検討していただけるということは大変ありがたいことであります。ただ、やはり支援員だけに頼るのではなく、地域ぐるみで支えていく必要もあります。今後も地域と連携を取って、健やかな子どもたちの成長を見守っていただきたいと思います。そのことを要望して次の質問に移ります。

3つ目の質問に移ります。学校体育館の空調設置について質問を行います。

体育館の空調設置については、この夏の猛暑を通じて熱中症対策をしてほしい保護者からの強い要望や、生徒、教員からの声もあり、できるだけ早期の設置を望む声が多いです。また、ほかの議員からも同様の質問もありました。また、防災施策としては、災害時、安心して避難生活ができる場所の確保といった側面もあります。

忠岡町は、令和6年度から設置に向け設計を始めました。途中、当初計画した財源より有利な国の交付金を活用するため再設計を行うこととなり、今年10月末に設計が完了していると伺っております。

現在開かれている国会において、令和7年度の補正予算案が閣議決定されています。補正予算案では、防災・減災、国土強靱化の推進として、昨年同様、学校体育館への空調設備の整備費用として約600億円が示されております。この補正予算案が採択されてからのことにはなりますが、国の補正予算案が可決された場合、少しでも設置に向けてのスケジュールは早くならないでしょうか。そのことも踏まえて、現在忠岡町が想定されているスケジュールをお示してください。担当部長より答弁をお願いします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

議員ご質問の小学校屋内運動場空調設備設置に向けたスケジュール案でございますが、令和7年10月に体育館空調設備整備の実施設計が完了し、事業手法、空調機器事業費、財源等の精査を行ったところでございます。

現在、文部科学省において体育館等への空調整備を加速するため、新たに創設された臨時特例交付金、空調設備整備臨時特例交付金の令和8年度分を事前申請しているところで

あり、申請が採択され次第、速やかに必要な手続を進めてまいりたいと考えているところでございますが、報道ベースではありますが、令和7年度の補正予算が閣議決定され、今国会に提出されるということで、文部科学省のホームページにも補正予算案として、災害にも利用可能な学校体育館への空調設備の整備についての補正予算が計上されておりましたので、空調設備整備交付金の補正予算に伴う追加の募集が行われまして、内容確認の上、申請を行い、可能な限り早期に各小・中学校体育館に空調設備の設置を目指して取り組んでまいります。

なお、この場合の今後の予定等につきましては、具体的な内容がまだ現在示されていないということからお答えできる状況ではございませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

国の内示が下りたら速やかにやっていただけるということで、やはり体育館の空調設置については、活動している生徒たちや児童だけではなく、多くの保護者からも設置を望んでおります。また、現場の教員からも声を聞いておりますので、できる限り早い設置を要望して、この質問を終わりたいと思います。

続いて、4つ目の質問に移ります。障がい者の就労支援について質問を行います。

内閣府が今年6月に公表した令和7年度障害者白書によると、身体障がい者は423万人、うち身体障がい児9万9,000人、知的障がい者は126万8,000人、うち知的障がい児29万1,000人、精神障がい者は603万人、うち精神障がい児65万5,000人と推計が出ており、3障がいを合わせると1,152万8,000人となり、国民の9.3%が何らかの障がいを有していることとなります。身体障がい者は少し減少しているものの、知的障がい者、精神障がい者は増加傾向にあります。

昨今、障がい者福祉の介護給付訓練費や児童発達支援事業費が増大しており、財政運営の負担となっていることを特筆していることが多く、大変心痛く思っております。本当に苦しいのは障がい者本人であり、その家族であります。だからこそ、障がい福祉サービスを利用し、自立に向けて少しでも前に進める取組も懸命に考えなければなりません。

自立に向けての障がい福祉サービスは様々ありますが、就労支援もそのサービスに含まれます。国は、障がい者の雇用促進のため、法定雇用率を設け、民間企業における障がい者雇用率を2024年4月には2.5%、来年26年7月には2.7%に引き上げることが決定されております。雇用率を上げるためには、心のバリアフリーも実現させることが必要です。

忠岡町が今年度見直しを行っている第6次総合計画では、雇用就労支援の充実として、若者や女性、高齢者、障がいのある人などの雇用就労支援を実施とあります。障がいのある人に対して忠岡町が行っている支援としては、現状どのようなになっておりますか。答弁をお願いいたします。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

就労支援担当課である産業建築課では、町立図書館の図書清拭作業や各啓発活動の配布物品の袋詰め作業などについて、就労継続支援施設と委託契約を締結し、作業をいただいております。また、大阪府や泉州北障害者就業・生活支援センターなどの情報も、広報や庁内ラックなどで周知させていただいております。

以上でございます。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

忠岡町の障がい者の支援ということで、この図書の清拭とかは以前からもされていることなので知っていましたが、やはりもうちょっと支援が欲しいかなと思います。で、先ほども忠岡町において、答弁あったように、大阪府や泉州北障害者就業・生活支援センターなどと連携を取りながら周知をすると答弁がありました。

先日、泉州北障害者就業・生活支援センターが主催、忠岡町も後援している「ピアサポート」という、こういったチラシがあるんですけども、こういった講演のほうに行ってきました。内容は、職場での働き方の実体験や、就業する経緯などを障がい者本人が話をし、サポートしている支援者や家族からの話を聞けるもので、働くことに対して前向きになるきっかけづくりのための取組であります。このような活動があることを、障がいのある子を持つ保護者にしますと、知っていたら仕事を休んでも行きたかったという声もありました。そのような声がある以上、周知の方法も含めてしっかりと関係機関とも連携を図るよう努力していただきたいものです。

今後、福祉部局との連携も当然必要となってきます。忠岡町として今後どのような支援の充実をお考えでしょうか、答弁をお願いいたします。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

今後につきましても、障がいのある方の雇用機会を促進するために、大阪府や支援センター、また本町福祉課との連携を強化するとともに、ご来庁されました住民の皆さんに対しましては、ハローワーク泉大津の求人情報検索システム及び就労支援コーディネーターがご対応させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

今後とも対応していただけるということで、こういった忠岡町が後援している事業についても周知もしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

障がい者の自立は、単に他者の支援を受けずに生活することではなく、自分で選択し、決定し、行動することです。自立を支えるためには、社会全体での理解と支援が不可欠であります。就労については、本人の新たな可能性が広がることになります。地域で共生し、助け合うことがこれからも必要となってきます。これからも障がい者就労については前進できるような問題提起を行いますので、よろしくお願いいたします。

続いての質問、2つ目の質問に移ります。障害者支援通所費支給事業について、まず事業の内容について教えてください。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員お示しの障害者支援施設通所費支給事業につきましては、障がい者支援施設への通所に要した費用のうち、公共交通機関利用に係る定期券の購入費用を支給することにより、当該障がい者及びその保護者の経済的な負担を軽減し、障がい者等の福祉の向上を図ることを目的としている事業でございます。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

説明ありがとうございます。先ほど説明があったように、障がいのある人が就労に向けての自立の準備として利用する施設があります。就労継続支援事業所のA型及びB型、就労移行支援事業所が主になります。

これらの事業所は、賃金や工賃が発生しますが、移動手段などの交通費に関しては各事業所の判断になるので、中には交通費の助成がない事業所もあります。忠岡町内にはこのような就労支援を行う事業所も限られており、近隣市の事業所に通う人も想定されます。このような人に対して、忠岡町は通所する交通費を助成するサービスを独自で行っている。障がい者就労支援の幅が広がる大変良いサービスだと思います。

ただ、この制度ですが、なかなか周知できていないように思われます。町内の事業者や住民から、この制度を知らなかったのも地域を限定した事業所しか選択できなかったという声を聞いております。障がい者の自立に向けての幅が広げられるようなとても良いサービスなのに、活用されないのはもったいないです。現在、どのような周知方法をしているのでしょうか、答弁をお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

本事業の周知につきましては、現在、町で作成している福祉の手引にて紹介しており、手帳交付の際などに直接、他の制度と併せてご説明しております。また、福祉の手引につきましては、ホームページにも掲載しているところでございます。

さらなる周知方法につきましては、本制度を実施している他市町を参考に、効果的な手法について検討してまいります。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

やっぱり周知がなかなか難しいという問題もあるんですけども、例えば周知の方法の提案ですけども、福祉の手引、先ほどもおっしゃられたんですけども、たくさんの制度が紹介されています。ただ、その制度がどのタイミングで使うかっていうのがなかなか利用者の判断となってしまいます。例えば、学生であれば、高校3年生ぐらいになった時点で再度制度の紹介を行うとか、あとは町内の就労継続、就労移行などの事業者に対して制度の周知を行うとか、そのようなことを行って制度の周知を行っていただきたいのですが、いかがでしょうか、答弁お願いします。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

今、議員お示しのそういった周知方法につきましても、今後の検討の参考にさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

周知方法もいろいろ試してみて、せっかくいいサービスでありますので、ちょっと要綱を見たところ、少し内容の検討も必要なところもあると思いますので、その辺りも含めて、より一層の制度の周知をお願いして、この質問を終了します。

続いての質問に移ります。新浜地区の液状化対策について質問を行います。

忠岡町の新浜地区は、地形分類では旧水部と呼ばれ、埋め立てられた土地であり、地盤も軟弱であり、液状化の発生傾向が非常に強いとされています。現在、発生する可能性が高い2つの大地震として、南海トラフによる地震、上町断層帯による地震が挙げられます。忠岡町のハザードマップでは、これらの地震が発生した場合、震度6弱から6強の揺れが予想されております。また、液状化になる可能性も大となっています。

新浜地区には多くの工場があり、液状化になれば建物の被害も心配があると同時に、物流の基幹である道路にも大変な被害が想定されます。そうすると車両の通行も困難になることが想定されます。新浜地区の道路について液状化対策はされているのでしょうか、担当部長より答弁をお願いします。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

産業住民部よりご答弁させていただきます。

新浜地域の町道の液状化対策は実施しておりません。未実施の主な理由につきましては、阪神・淡路大震災のときには、新浜地区を含め道路が液状化により大きな被害を受けなかったこと。新浜地区は道路幅も広く、複数の出入りルートが存在しており、液状化が発生した場合でも比較的早期の復旧が見込まれること。もちろん財源確保の問題もあるためでございます。

しかし、近年、BCP、事業継続計画への関心が高まっております。道路は人の移動や物流の要を備えております。日々の機能保全は当然のこと、液状化が予想される道路においては、地震時の機能確保、緊急車両の通行確保の観点から、液状化対策を施すことによ

り道路変状を防止する必要性は認識しております。

一般的な対策としましては、地盤の一部もしくは全部を置き換えする方法、砂くいを造成することで地盤の密度を増大させる方法などにより、地震時の道路変状を防止する対策が実施されております。しかし、これらの対策には、液状化層全てを改良するために大規模で工期がかかる、周辺環境に与える影響も大きい、対策費が高くなるといった諸問題がございます。

ご質問の液状化に対する対策など道路を管理する上で被害への備えの重複性は承知しておりますが、道路管理者としては平常時においては問題なく一般交通の用に供するよう道路管理する必要があるとございます。災害時のことも念頭に入れつつ、平常時の道路機能の維持と併せて優先順位をつけ、維持修繕に努めてまいります。

以上でございます。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

対策は厳しいということで、財政もお金がかかるということでした。じゃあ、そういうことであれば、なぜそういうところに今回、産業廃棄物の建設を行っているのか。そういうところに本当に造るべきではないのではないかと思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

新浜地域では、造成当時から本町の廃棄物処理施設が存在しておりました。大阪府の公開する地図においては、新浜地域に限らず本町の広い範囲において液状化の可能性があるとしております。本町において液状化の可能性がない場所で用地選定を行うことは、現実的に難しいものと考えております。

以上でございます。

議長（前川 和也議長）

以上の新城部長の答弁をもって、二家本議員の一般質問を終結といたします。

議長（前川 和也議長）

次、高迫照子議員の発言を許します。

6 番（高迫 照子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

6 番、日本共産党、高迫照子です。一般質問をさせていただきます。

中学校給食の無償化についてお聞きします。

阿部文部科学大臣は、給食費無償化を盛り込んだ自民、公明、日本維新の会の 3 党合意内容を踏まえ、小学校の給食無償化を 2026 年度に実現する。中学校への拡大もできる限り早期に実現すると述べています。栄養バランスと量を保った学校給食が、子どもたちの健全な成長と発達を支えるための重要な役割を担っています。また、学校給食は教育の一環で、その無償化は子育て世代の負担軽減のためだけでなく、本質的には子どもの権利を保障するためのものだと思います。だからこそ、忠岡町でも全ての子どもに行き渡る制度として、この物価高騰の中、子育て世代の支援として中学校給食無償化をぜひお願いしたいと思います。

9 月議会で小・中学校の給食費無償化が否決されたと聞いた住民の方からは、何でこんなことができないのか、子どもたちのためにみんなでやろうよと言われました。

今回の中学校給食の無償化は、中学生は高校進学のための塾の費用、教材費、クラブ活動費など出費がかさみます。国の実施を前に、子育て支援としてぜひともお願いしたいと思いますが。担当部長、答弁をお願いします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

小・中学校の給食無償化については、国において次年度から小学校の給食無償化を実施する旨の方針が示され、現在、制度内容等について検討が進められているものと考えていますが、内容についてはまだ現在示されていないところでございます。

本町小・中学校の給食無償化については、物価高騰対策として、本年度については 3 学期の給食無償化の実施について第 3 回の議会定例会に提案させていただきましたが、議会のご理解を得ることができませんでした。

引き続き国の動向を注視していくとともに、さきの議会定例会でご審議いただいた状況等を踏まえさせていただき、制度や財源について検討、調整の上、町長とご相談させていただきまして進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

6 番（高迫 照子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

指定都市市長会でも中学校給食無償化を早期に実現することを国に要請しております。本町でも、町独自で前倒しでぜひやっていただきたいと思いますと思いますが、町長、いかがでしょうか。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

学校給食の無償化は、国も必要性を認めている施策でございます。小学校については、国としても実施するという予定でございますが、私としては町独自で中学校につきましても先行実施したいというふうに考えております。その際は、町立の学校以外の子どもたちにも対象に考えておるところでございます。

議会のご理解をいただけるようにと努力はしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

6 番（高迫 照子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

ぜひともその方向で、町で本当に小学校、中学校とも無償化の実施をよろしくお願いいたします。

次の質問に行きます。独居高齢者支援強化においてお聞きします。

高齢者は、「多年にわたり社会の進展に寄与してきた人々、豊富な知識と経験を有する者として、心身ともに健康で安定した生活を送れるよう社会全体で支え、福祉の向上を図ること」と1963年に制定された老人福祉法に書かれております。高齢者の人権が大事にされ、安心して暮らせる社会をつくることは、政治の重要な責任です。行政が地域住民と協力し合い、高齢者を地域で支える安心のネットワークをつくる必要があります。

令和7年には、団塊の世代全てが75歳以上になり、後期高齢者となります。忠岡町の高齢化率も28.9%になり、どうしたら介護予防ができるかが課題となっています。独

居老人や老老介護となり、将来の不安を抱えて暮らしている方が多くいらっしゃいます。

地域では、住民同士のふれあいや居場所づくり、様々なことが取り組まれており、社会参加と生きがいづくりの場が設けられています。

また、支援の制度もあります。今回調べてみると、地区福祉委員会などが各地域で喫茶サロンやいきいきサロンなどをされており、コーヒーを飲んで楽しく交流するだけでなく、口腔ケアのお話、フレイル予防について、あるいは手話、子どもも交えて宿題カフェ、日帰り旅行など、社協も自治会も老人会も一緒になって様々なことに取り組まれました。地域では皆さんが集まって自主的に何かをやっているということはすばらしいことではないでしょうか。

先日聞いた話ですが、地域とつながりのなかった友人が、地区の掲示板を見て喫茶に行ったそうです。そこから知らない人とつながって、スーパーで会っても挨拶するようになり、日帰りバス旅行も参加できて楽しかったということです。しかし、こんな積極的な方ばかりではありません。地域の集会所で何をしているのか知らない方も多く、行きたいけど行きにくいとの話も聞きます。

また、高齢者がお世ちを申し込む案内があっても、1回受けた方は分かりますが、これも知らない方が多いのです。確かに町の広報に書いてありますが、なかなか読めていません。支援策がいろいろあっても、行き届いているかをカバーしていくのが行政だと思います。ボランティア団体、老人会、地域自治会、社会福祉協議会、役場での取組など、それぞれがやっていることを周知させる努力がもっと必要ではないでしょうか。

介護保険で利用できる住宅改修について、買物サービス、独り暮らしの高齢者の見守りサービスの緊急通報システム、配食サービス、補聴器補助、福祉委員の友愛訪問などありますが、これらの制度をちゃんと伝える、これが最も必要だと思います。

1つ目の質問に移ります。取組やいろんな制度を知らせるため、町としてどんな努力をされているのでしょうか。担当部長、よろしくお願いします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

町が実施しております支援の制度や各種事業につきましては、議員お示しのとおり、広報であったりホームページ、LINEなど様々な媒体を介しまして周知のほうをしておるところでございます。

また、高齢者の居場所づくりとしまして、サロン活動などですね、今先ほど議員からもありましたが、忠岡町の社会福祉協議会の小地域ネットワークなど、そういった事業につきましても各地区の掲示板への掲載であったり、チラシなどを福祉センターに配架してお

ります。

また、地区福祉委員が直接ご自宅のほうに伺って、様々なご案内のほうもさせていただいておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

6 番（高迫 照子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

訪問してお誘いするとか、とてもいいことですね。やっぱり広報とかホームページとかがなかなか高齢者が見れない状態なので、見なければいけないんですけど、みんなで誘い合って成功させていくということが大事ではないかと思います。

現在、要支援1の方が246人、要支援2の方は208人おられると聞いています。なるべく介護保険を利用しなくても元気に暮らしていけるように、そのための予防施策としてはどんなことをお考えでしょうか。よろしくお願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

要支援にならないため、また悪化を防ぐためには、自立と要介護の間におきまして、ご自身の取組次第で自立に戻ることができる段階でありますフレイルについて認識をしていただき、適度な運動をすることで筋力と持久力を維持すること、食事をきちんとすることで栄養をしっかりとること、そして様々な社会参加をすることにより、認知機能の維持を図ることが大切でございます。

本町では、介護予防教室としまして、お元気いきいき教室、らくらくトレーニングインターバル速歩を実施しております。また、令和3年度に作成しましたいきいき健康体操を各教室の準備体操で使用するほか、福祉センターにおいては毎日14時40分に自由参加で放映しており、たくさんの方が体操に参加されております。なお、この体操動画はYouTubeでもご視聴いただくことができます。

このほか、各地域からのご依頼を受けまして、集会所などへ伺い、出張型の運動教室などを実施しており、健康に1日でも長く過ごせることができるように支援しているところでございます。

6 番（高迫 照子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

いろいろ取り組まれている話を聞きまして、なかなか1人ではできないけども、教室などで励まし合いながらやるというのは大事だということが分かりました。独りぼっちの高齢者をつくらないように、みんなで支えていくことが大事ですね。

また、先ほど紹介がありました忠岡町オリジナル健康体操、忠岡いきいき健康体操のDVDを以前頂いて、機械を持っていかなければいけないと思っていたけども、ユーチューブでこれが利用できるということは大変ありがたいなと思います。これも大いに活用していったらいいなと思います。

次の質問に入ります。急に頼りにしていたパートナーが亡くなり、お1人になられて困っておられる方が増えています。調査によると、忠岡町は全国や府と比べても独居世帯の割合が高いということです。独居の方へはどのような対応をされていますでしょうか、担当部長、お願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

福祉課におきまして、独居の高齢者の訪問事業を行っております。職員が各地区の民生委員さんと一緒に独り暮らし高齢者のご自宅を訪問し、状況の聞き取りなどを行い、もちろん任意になるんですけども、独居高齢者台帳に緊急連絡先をはじめとした情報の登録をさせていただいております。

また、必要に応じて緊急通報装置の設置事業などの見守り事業のご案内をするほか、地域包括支援センターや忠岡町社会福祉協議会と情報共有することで、様々な支援につなげられるように取り組んでいるところでございます。

6 番（高迫 照子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

その独り暮らし高齢者への訪問担当者という方は何人おられるでしょうか。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

今現在は1名でございます。

6 番（高迫 照子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

私の周りでもお1人様がたくさんいらっしゃるので、できましたら訪問活動に力を入れていてもらいたいと思うし、増やしていただきたいなと思います。

令和5年のアンケート調査で、介護予防日常生活圏域ニーズ調査結果、この中で、何らかの介護、介助は必要だが、現在は受けていないの方も約9%おられて、ここらの様子は訪問でぜひ実態をつかんでいただきたいと思います。訪問したら、どんな暮らしをされているかというのが分かりますので、ぜひ訪問活動は重視していただきたい。人数を増やして重視していただきたいと思います。

また、このニーズ調査結果では、「家族や友人、知人以外の相談相手がありますか」の質問に、「そのような人はいない」というアンケート結果で44%おられました。ここでは、やっぱり役場とか社会福祉協議会とか、そういう公的なところに行ったらいろいろ相談ができるという公的機関の役割が求められているのではないのでしょうか。

次の質問に移ります。地域の絆、人とのつながりなどの様々な取組に、今度は知らせるではなくて、参加してもらうための手だてはどうされているのでしょうか、担当部長、お願いします。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

各地域で実施されておりますサロンや町の各種事業につきましては、開催案内を広報やホームページ、回覧板、掲示板等で周知を行うとともに、それぞれ趣向を凝らした内容で実施することで、興味を持っていただけるよう参加促進に努めております。

しかしながら、参加者の固定化や男性参加者が少ないといった課題もございます。そういった部分で、より良い周知や参加促進の方法につきまして、引き続き調査研究してまいります。よろしくお願いします。

6 番（高迫 照子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

様々考えられているということ、ありがたいことだと思います。ただ、高齢者は紙媒体になかなか弱くて、今おっしゃいましたけど、回覧板の工夫とか、できましたら、皆さん

スマホを持っておられるんですよ。だから、そこら辺のスマホの活用、そういうことで役場にもつながるし福祉センターにもつながりますので、そういうスマホを活用して情報を得るといって、高齢者へのまた教室も開いてもらったら、とてもありがたいと思っています。

事業をやるところは、社協や地域、役場でしょうが、お互いに連携しながら十分やれているかどうかを把握するのは、やはり役場ではないでしょうか。小さな町だからできることです。どこにどんな方が住んでいるかも分かります。

地域のつながりは防災にもつながります。先日、大分の佐賀関で火事が起きたとき、高齢者を訪ねて、みんなで声をかけ合いながら避難させたニュースが感動を呼びました。私たちこの忠岡町も高齢化率が高くなっていていますが、高齢者も住みやすいまちであってほしいなと思います。

次の質問に移ります。産業廃棄物焼却施設の建設誘致についてです。

クリーンセンター跡地に220トンの一般ごみと産業廃棄物を混焼する（仮称）エネルギーセンターの建設が進められていますが、住民は今より環境が悪くなるのではないかと心配されています。焼却炉が10倍になりますから、当然排ガスも10倍になるし、近隣在住の専門家の元教授はダイオキシンが12倍になると予測されています。

一番心配するのは、子どもへの影響です。特に子どもは外遊びをして公園やグラウンドにいる時間が長いです。環境省がエコチル調査をしています。この調査は、環境中の化学物質が子どもの成長や健康にどう影響していくかを、胎児から小児期にかけて明らかにしていくものですが、生活環境の中にある物質が原因とされる疾病、例えばぜんそくやアレルギーなども増えているからです。

子どもが影響を受けやすいのはなぜか。子どもは未発達で感受性が高く、免疫システムが十分に発達していないので、親の妊娠中から汚染の影響を受けやすいと言われていました。有機金属系統などと子どもの障がいに関係しているのではないかととも言われています。

例えば、窒素酸化物の濃度と子どものぜんそくは比例する。窒素酸化物の基準が緩くなると、子どもは、昼はどうもなくても夜になったらせき込むなどと言うお医者さんもいます。また、お医者さんによると、子どもが昼間に数時間でもPM2.5の数値が高いときに外遊びをすると、ぜんそくやじんましんが出たというデータがあり、しかし、その日の平均は実は基準値以下であったということです。

環境基準を守るとよくおっしゃいますが、環境基準とは維持されることが望ましい行政上の政策目標であって、健康を守るための安全基準ではないのでしょうか。安全基準ではありません。さらに、産廃を運ぶトラックも増えるので、排ガスが増え、環境が今より悪くなるのは当たり前ではないですか。住民の方が忠岡の空を今より悪くしないしてほしいと言われます。

初めの質問に移ります。大気汚染が子どもの健康を脅かす事例は幾つか今まで出されていますが、この誘致計画は子どもの育つ環境として問題はないのでしょうか。担当部長、お願いいたします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

公民連携によるごみ処理事業につきましては、大阪府環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの対象事業でございます。先般 9 月 5 日には事業者から大阪府知事に対して環境影響評価方法書が提出され、現在、手続が進んでいるところでございます。

環境アセスメント制度でございますが、事業者が環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たり、あらかじめ環境影響評価を行い、また事業の実施以後には事後調査を行うことにより、環境の保全について適正な配慮がなされることを目的とする制度でございます。

本事業の実施に当たっては、こうした手続において環境保全が図られていくものと認識しております。

6 番（高迫 照子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

環境保全が図られるという、今、答弁でしたけど、何を根拠にそういうことが言えるのでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準、行政上の政策目標として環境基準が定められております。また、環境基準は、現に得られる限りの科学的知見を基礎として定められているものであり、常に新しい科学的知見の収集に努め、適切な科学的判断が加えられていかなければならないものであると示されています。

こうした最新の科学的知見に基づく環境基準を遵守し、住民の健康と両立した事業実施に努めてまいります。

6 番（高迫 照子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

子どもへの影響ということで私は質問してるんですけど、大人の場合は容量が大きいんですけど、小さな子どもは容量が小さいので、より大きな影響が出るのではないかということを私は心配しております。

では、次の質問に行きます。この施設の誘致は、住民にとっての環境汚染につながるし、ダイオキシンなどの様々な有害物質は、この国の健康基準を守っていれば住民の健康を守ることができるのかという住民の心配の声もありますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

2つ目のご質問ですが、環境基準は環境基本法において、先ほども申しましたが、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準と規定され、法令等で定められた最低限の基準値である規制値とは異なり、維持されることが望ましい基準であり、行政上の政策目標として定められています。

国立環境研究所のホームページにもありますように、この程度までの汚染は我慢しなくてはならないというよりも、望ましい基準とすることで、より積極的な行政上の目標として組み立てられたものとなっているということであります。

議員ご質問の有害物質の環境基準さえ守れば住民の健康を守れるのかということにつきましては、環境基準が規制値ではなく、行政上の望ましい基準という形をとった趣旨からすると、環境を守れるのか守れないのかという議論をする基準ではないと考えます。環境基準は、常に新しい科学的知見の収集に努め、適切な科学的判断が加えられていかなければならないものであると示されております。新たな物質も問題になっておりますけれども、これは国のほうで設定や改定が行われていくと考えております。

で、環境悪化を心配するお声は十分理解しております。私はそういった環境のその影響を心配されている皆様方の声を受けて、ごみの広域処理を目指して取組を今後進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

6 番（高迫 照子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

ありがとうございました。次の質問に移ります。男女共同参画の推進について。

国連で女性差別撤廃条約が採択されたのは1979年、さらに批准されたのは1985年で、今年は40周年になります。女性差別撤廃条約は、あらゆる分野でジェンダー平等を達成することを目的としています。しかし、日本では選択議定書が批准されておらず、女性の権利を国際基準に引き上げるためにも早期批准が必要です。日本社会は、ジェンダーギャップ指数ランキングは146か国中118位という位置で、主に政治分野や経済分野での改善が必要とされ、国際社会の進展から大きく後れたままです。G7の中で最下位です。

世界経済フォーラムが2024年6月に発表したグローバルジェンダーギャップレポート2024では、現在のペースだと男女平等が完全に達成されるにはあと134年もかかると予測。特に経済分野における平等の達成には152年もかかるとされて、これは大きな課題です。

さて、女性の貧困について、高齢者とシングルマザーが深刻で、非正規労働者、会計年度任用職員などの6割から7割が女性であることから、賃金格差が生まれていることが大きな原因で、年金受給額にも大きく影響していると述べられています。

国の第6次男女共同参画計画の策定に当たっては、住民や社会の声、女性と女性団体の声をしっかり聞いて反映させてほしいものです。

忠岡町の総合計画の中で、男女参画条例を柱に、第2次男女共同参画計画に基づいた政策を推進するとともに、府や関係機関との連携体制を強化しますと挙げられています。本町には、女性政策室やそれに類する部署が設置すらされていません。関連施設として文化会館がありますが、女性の悩み電話相談は設置されておりますが、専用の部屋もなく、コーナーもないので、なかなか進まないのではないかと思います。

文化会館で年に2回の男女参画講座が開催されますが、せっかくいい講師を呼んでも、参加者が少ないのが少し残念に思います。講座の回数をもう少し増やし、住民への啓発をしていかないと、なかなか意識は変わっていかないのではないのでしょうか。また、地域の女性団体や関心のある個人などが、緩やかなネットワークでつながって、男女平等の問題を話したり交流したりしてつながっていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで質問に入ります。本格的に進めるためには、女性政策室やそれに類する部署を設置する必要があると思いますが、いかがでしょうか。担当部長、よろしくお願いします。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

谷野次長。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

ご指摘のとおり、目標達成に向け体制の在り方を検討することは課題であると認識しております。現在、本町においては、住民係と人権係との兼務体制の中で、人権施策の一環として男女共同参画に関する業務を担当しております。この体制は、本町の組織規模と限られた職員数を鑑みると、現時点では直ちに独立した室としての設置は困難であると考えております。

つきましては、施策を推進するため、まずは現行の組織内での担当体制の強化と横断的連携の確立、専門性の確保などを検討し、施策の推進を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

6 番（高迫 照子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

ありがとうございます。令和2年の第2次忠岡町男女共同参画に向けたアンケートでは、DVなどの相談相手として、誰にも相談しなかったという男性が69.4%、女性は47.5%と府の調査結果より多いです。また、アンケートでは、DVをなくすために必要なこととしては、被害者のための相談窓口や保護施設を充実させることが一番、こういう回答が一番多いです。

忠岡町にも電話相談が、先日本町にお聞きしたら十何件あるということは聞いております。まだまだ忠岡町の電話相談や窓口に来て相談するというのには敷居が高いように思います。

1人で悩まず、もう少し窓口や電話で相談ができるようになったらなと思います。

さて、次の質問に移ります。困難な女性支援に関する法律、困難な問題を抱える女性支援法が今年6月から施行されています。この取組について本町での現状はどうなっているのでしょうか、教えてください。担当部長、よろしくお願いします。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

谷野次長。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

2つ目のご質問についてでございますが、啓発等については忠岡駅など街頭での啓発活動や、男女共同参画に関するパンフレット台を住民人権課窓口を設置しております。

また、ホームページには様々な相談に対応した相談機関を掲載し、庁舎各階の女性トイレにおいてDV女性相談の案内を行っているところでございます。女性相談やDV相談に

については、随時対応をさせていただいております。相談場所の案内については、庁舎内、公共施設等に掲示を行っており、相談内容によっては、福祉課、社会福祉協議会、大阪府の組織である貝塚子ども家庭センター、女性相談センター等と連携を図っており、常に寄り添うという形での相談対応をさせていただいているところでございます。

6 番（高迫 照子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

常に寄り添うという姿勢、とてもいいことだと思います。しかし、この困難な問題を抱える女性支援法というのがこの6月から施行されたということで、これを忠岡町の次の計画にはぜひ取り入れてほしいと思います。

次の質問です。現在、文化会館が男女共同参画の関連施設となっておりますが、その機能を果たしているかということをお聞きします。担当部長、お願いします。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

谷野次長。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

3つ目のご質問についてでございますが、現在文化会館におきましては、公民館事業の一環として、例えば先ほど議員からもご説明ありましたが、時間のなかなか取れない方、また来庁することでプライバシーに問題の生じる可能性のある方を対象に、女性悩み電話相談室を実施しております。

また、こちらも先ほど議員から説明ございましたが、例年、教育委員会と住民人権課との共同による男女共同参画講座を開催しているところでございます。事業実施という意味での役割を果たしているものと認識しているところでございます。

6 番（高迫 照子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

いろいろと男女共同参画を実施する場所が文化会館となっておりますが、6月23日から29日まで、この期間は男女共同参画週間です。それで、関連施設の文化会館のロビーなどに、せめて「今は男女共同参画週間ですよ」みたいな、目につくようなお知らせがあればいいなと思います。

また、兼ねた部屋でもいいですので、女性政策室や男女共同参画コーナーなどの設置を要望して、一般質問を終わらせていただきます。

議長（前川 和也議長）

以上で、高迫照子議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、これより暫時休憩いたします。

再開は、14時45分からの再開いたします。

（「午後2時25分」休憩）

議長（前川 和也議長）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後2時45分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前川 和也議長）

次に、森野良一議員の発言を許します。

7番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7番（森野 良一議員）

森野良一でございます。ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、一般質問を始めさせていただきます。

今回私は、忠岡町地域防災計画及び忠岡町津波避難計画においての避難場所と避難経路について、そして地域エネルギーセンター関連につきましても質問をさせていただきたいと思いますので、理事者の皆様、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

では、早速ですが、質問に移らせていただきます。このたびの内閣府による南海トラフ地震防災対策推進基本計画の改訂を受け、本町の地域防災計画の変更点はどのようなものか、お聞かせください。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

防災気象情報の体系整備が令和8年度の出水期をめどに実施されることから、その内容を盛り込み、さらに本年3月に示された大阪府地域防災計画の修正内容を反映させるた

め、令和7年度に予定しておりました忠岡町地域防災計画の改定を令和8年度の事業として進めていきたいと考えております。

また、南海トラフ地震防災対策推進計画については、国の基本計画が本年7月に変更されたことに伴い、大阪府においては令和8年度に修正予定と伺っており、本町といたしましては、大阪府の修正内容を基に南海トラフ地震防災対策推進計画の修正を進めてまいりたいと考えております。

7番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7番（森野 良一議員）

ありがとうございます。本町の地域防災計画は、次年度、令和8年度に修正予定ということですね。ありがとうございました。

では、ここからは現行の忠岡町地域防災計画と、その下位計画である忠岡町津波避難計画中の疑問に感じた点、また次年度の計画修正時に修正を行っていただきたい点を含め、幾つか質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、現行の忠岡町地域防災計画では、計画を作成するに当たり、南海トラフ地震及び津波における死者数、負傷者数を最大どのぐらい想定して作成されているのでしょうか。ご答弁よろしくお願いいたします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

本町における南海トラフ地震による被害想定は、内閣府が作成した地震津波に関する資料を基に、大阪府が平成25年度に被害想定を算出し、公表したものから、建物倒壊による人的被害では負傷者34人、津波による人的被害では死者559名、負傷者344名と、忠岡町地域防災計画に明記しております。

7番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。私も忠岡の地域防災計画を拝見しまして、一番最初に「えっ」と思ったのはここでありました。地震が来て、建物の倒壊、これが一番最初に来

るものですが、ここでお亡くなりになられる方がゼロ、負傷者が34人に対し、その後に来る津波で亡くなる方が559人、負傷者344人、津波による死亡者数と負傷者数を合わせると約900人。本町の津波ハザードマップの津波による浸水区域の人口の約半数が、津波により命に危険が及ぶこととなっています。次年度の大阪府の改訂において、この数字が増加するようなことがあるならば、本町の地域防災計画と津波避難計画を大幅に修正しなければならないと考えますが、いかがお考えでしょうか。ご答弁よろしく願いいたします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

本年3月に内閣府の南海トラフ地震の被害想定見直しが公表され、複数の津波想定と新たな知見が示されました。その内容について、現在、大阪府地震津波災害対策等検討部会において、確認、検証を行っている状況でございます。

忠岡町地域防災計画の改定につきましては、議員仰せのとおり、府の動向を注視しながら進めてまいりたいと考えております。

7番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。避難計画や防災計画は、最大想定で作成されるべきです。これまでも大震災のたびに想定外の被害が繰り返されてきました。次年度の修正では、ややこしい表現や分かりにくい計画ではなく、住民の皆さんが即時行動に移せる命を守る計画にさせていただきますようお願いいたします。

では、次に地域防災計画の避難所の記述について質問いたします。

地域防災計画内の避難所の記述が非常に分かりにくいんです。特に南海本線西側地域においては、忠岡小学校、総合福祉センター、文化会館などは、津波・高潮の欄に△、※印が記され、後記には津波浸水の可能性「なし」などと記載をされておられます。しかし、忠岡小学校に設置された看板には、大きく「指定避難所」と書かれた横には、高潮は×、津波は○と表示されております。これでは緊急時において住民の皆さんが正確な判断ができとは思えません。次年度の改善を求めますが、いかがでしょうか。ご答弁お願いいたします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

忠岡町地域防災計画に避難場所として指定避難所の一覧と一時避難場所、「いつときひなんばしょ」とも表現するんですが、一覧を明示しております。その中で、△、※印の施設につきましては、高潮・津波発生時は、南海本線を越えて東忠岡小学校区の浸水想定区域外への避難を原則としております。その上で、避難が遅れた場合などの緊急的な避難場所として位置づけておりますが、忠岡小学校については高潮時には浸水のおそれがあるため、避難場所とはできず、津波時には避難が遅れた場合などの緊急的な避難場所であることを看板で明示しております。

各指定避難所で想定される災害リスクが異なるため、ご指摘のとおり、忠岡町地域防災計画の記述が分かりにくくなる面がございます。令和8年度の改訂に当たっては、ご指摘の趣旨を踏まえ、作業を進めてまいります。また、緊急時に適切な避難行動がとれるよう、引き続き住民の皆様への意識啓発に取り組んでまいります。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。今ご答弁を聞いても、やっぱりちょっと分かりにくい部分があると思いますので、次年度で修正いただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、関連して次の質問に移ります。忠岡町津波避難計画では、南海本線の西側の全ての地域が津波避難対象地域に指定されており、津波緊急避難場所についても、忠岡小学校や総合福祉センターは避難場所指定をされていません。また、避難目標ラインも、南海本線を境に東側と記され、避難目標地点もシビックセンター及び町民運動場と明確に指定しておられますが、私はそれで良いと考えています。最大5メートルの津波が想定される中、海拔4.5メートルの忠岡小学校を避難場所に指定するほうがおかしいと思います。地震及び津波発生時は、忠岡小学校、総合福祉センターは2次避難所とすべきと思いますが、いかがでしょうか。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

忠岡小学校、忠岡町総合福祉センターについては、忠岡町地域防災計画及び忠岡町総合防災マップにおいて、津波発生時には南海本線より東側へ避難することを原則とし、避難が遅れた場合などの緊急的な避難場所であること。また、地震時には、忠岡小学校、忠岡町総合福祉センターに限らず、各指定避難所とも施設の安全が確認でき次第、避難所として使用可能である旨、明示しております。

先ほどの答弁と重複いたしますが、引き続き住民の皆様への防災意識の啓発に努めるとともに、緊急時に適切な避難行動がとれるよう取り組んでまいりたいと考えております。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。では、津波発生時、津波が来ると分かっている中、誰に海拔 4.5 メートル地点の忠岡小学校を開錠させ、緊急的な避難場所を開設するおつもりなのでしょうか。再度ご答弁お願いいたします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

現状では、町職員が避難場所の開錠を行うこととしておりますが、課題であることも認識しております。今後は、鍵の在り方について施設管理者とも協議しながら、また地元の方々とも協議しながら調査研究を行い、対応を検討してまいります。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。先ほども申しましたが、避難計画や防災計画は最大想定で作成されるべきです。計画はこう書かなあかんとか、これを設けらなあかんとかは関係なく、全ての人間が犠牲になることなく安全に避難できる計画にしていだきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

次に、もう 1 点、忠岡町地域防災計画、津波避難計画ともに記載されている津波緊急避難ビルについて伺います。本町における津波浸水想定範囲内の津波避難ビルについては、

どのような安全確認を行い、津波避難ビルに指定したのでしょうか。ご答弁お願いいたします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

津波避難ビルとは、逃げ後れた避難者が緊急に避難する建物のことを言い、津波避難ビルの指定については、忠岡町津波避難計画に示しておりますとおり、津波が発生し、または発生するおそれがあり、時間的余裕が極めて少なく、津波到達時間内に避難対象地域外への避難が困難な場合に、津波の襲来に対応するため、避難対象地域内の避難路に面している建物を、所有者のご協力を得て津波避難ビルの指定を行ったものでございます。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。私は何も浸水想定範囲内の建物を津波避難ビルに指定することを駄目だと言っているわけではないです。私たちが東日本大震災で経験した津波は、あらゆるものを飲み込んで、工場や鉄筋コンクリート造りの建物も破壊しておりましたので、津波浸水想定範囲内の津波避難ビル指定に当たり、本町は指定建物の構造や耐震性などを調査した上で指定を行ったのかをお聞きしています。もう一度ご答弁お願いいたします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

本町で津波避難ビルに指定しております5つの建物のうち、2か所については新耐震基準以降に建築されており、鉄筋コンクリート構造であることを確認しております。残る3か所につきましても、新耐震基準以降に建築された建物ではございますが、本来求められる鉄筋コンクリート構造ではなく、鉄骨構造の建物でございます。

これについては、内閣府の津波避難ビル等に係るガイドラインに、緊急的、一時的であろうと、津波から命を守る可能性の高い手段を地域内に少しでも多く確保していくという姿勢が最も重要な点であり、津波避難ビル等に完全な機能を求めるのではなく、むしろ機

能や条件は必要最低限のものを確保していれば基本的に問題ないものとして、普及面に力点を置いた推進体制が望まれる、とあります。当該施設は鉄骨構造の建物ではありますが、以上のような観点を踏まえ、指定したものでございます。

ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。被害が出た後に想定外と言わないでいいように、これからもしっかり調査のほどよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。津波発生時は、津波が大津川を遡上し、越水してしまうことも考えられますが、なぜ東 3 丁目の鉢の様第 1・第 2・第 3 チビッコ老人憩いの広場や、高月北の高月向井田公園など川沿いの公園を津波一時避難場所と指定しているのでしょうか。ほかにもっと適切な場所があるのではないのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

津波発生時は、南海本線より東側への避難を原則とし、避難目標地点はシビックセンター及び町民運動場でございます。津波一時避難場所は、避難対象地域外で指定し、隣近所の一時的な安全確認を行っていただく等、災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所として位置づけているものでございます。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。これ、津波だけではなく、洪水でも一時避難場所に指定されているんですね。鉢の様第 1・第 2・第 3 チビッコ老人憩いの広場については、牛滝川と槇尾川の合流地点のすぐ下流に位置しています。本町の水災害で一番危険な地域です。なぜ洪水や津波の発生時に、よりによって川沿いにある公園をたとえ一時でも避難場所に指定するのでしょうか。再度ご答弁をお願いいたします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

鉢の様第1・第2・第3のチビッコ老人憩いの広場については、100年に一度の洪水想定においては一時避難場所になりますが、最大規模の洪水想定時は一時避難場所には指定しておりません。忠岡町地域防災計画及び忠岡町総合防災マップに明示しているとおりとなりますが、避難所、避難場所とも災害種別ごとに指定するものとなり、記述が分かりにくくなる面がございます。令和8年度の改定に当たっては、ご指摘の趣旨を踏まえ作業を進めたいと考えております。

7番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。どうか次年度の修正時のときには、もう少し分かりやすい記述で記載のほどをよろしくお願いいたします。

では、最後に、津波災害発生時、本町においては南海本線の踏切を越えての避難が必要不可欠となります。特にさつき道路については、自動車での避難する場合、本町においては最短の避難ルートとなります。本町は、避難の際は徒歩での避難を呼びかけていますが、多くの住民が自動車での避難を行うと想定されます。その際、災害発生時においても駅前通りの一方通行は解除されないため、さつき道路へ自動車が集中することが予想されます。また、徒歩での避難においても、遮断機が下がったままの踏切で、子どもやお年寄りが安全確認をした上で渡ることは難しいと考えます。

しかし、本町の避難計画道路上の2つの踏切、さつき道路の泉大津8号踏切と駅前通りの忠岡1号踏切は、災害時、遮断状況確認及び優先開放対象の踏切に指定されておりません。この2つの踏切は、ピーク時には1時間のうち約26分間、遮断機が降りた状態になっています。これで防災計画の根幹である命を守る行動の避難計画が成り立つのでしょうか。しっかりと南海電気鉄道株式会社と災害時遮断状況確認及び優先開放対象の踏切の指定について協議を行っていただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。ご答弁お願いいたします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

避難をするときは、車を使うと渋滞を引き起こし、消防・救急活動などに支障を来す可能性があり、原則として徒歩での避難を呼びかけておりますが、議員仰せのとおり、お体の不自由な方など車での避難が必要な方がおられます。

ご指摘の踏切については、さきの第3回定例会で頂きました議員のご質問を契機として、再度、災害時遮断状況確認及び優先開放に向けて、南海電気鉄道株式会社と協議を進めておりますが、現時点では合意に至っておらず、引き続き関係部署と連携しながら大阪府や国に対し必要な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

7番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございます。この案件につきましては、本町においても何年も前から懸案事項に挙がっていることも、南海電鉄とも協議をされ、なかなか応じていただけないことも承知をしています。しかしながら、この2か所の踏切は、本町の避難計画上においても、実際の避難の際においてもボトルネックとなっております。

近隣市町を見ましても、高架化されていない駅周辺の踏切においては、優先開放踏切には指定されておらずとも、遮断状況確認踏切には指定されています。本町と同じく津波浸水区域外にあり、交通量なども類似している北助松駅前の高石7号踏切や和泉大宮駅前の和泉大宮1号踏切などは、遮断状況確認踏切に指定されており、お隣の春木駅前については、駅周辺の開発に合わせて、指定後、踏切改良工事が行われております。つまり、本町の2か所の踏切についても、指定条件は満たしているということです。

今後、本町においていかに優れた津波避難計画を作成したとしても、踏切がボトルネックとなり実際に避難ができなくなれば被害が拡大し、より多くの命が失われてしまいます。

令和3年に踏切道改良促進法が改正され、その後、令和4年4月26日に行われた国土交通省の大阪府踏切道改良協議会合同会議において、災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定制度についても議論されたところですが、本町の踏切だけは遮断状況確認踏切にすら指定されておられません。このことは、南海電鉄との協議においての本町の本気度、実際の発災時における本町の協力体制にあるのではないかと感じています。

鉄道事業者をお願いをするだけでなく、鉄道事業者との協力体制についても庁内で再検討し、早期の踏切指定に向けた本格協議に臨んでいただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか、再度ご答弁お願いいたします。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

産業住民部よりご答弁させていただきます。

災害時における踏切の開閉につきましては、避難経路の確保という観点から重要な課題であると認識しております。

議員ご質問の災害時の管理方法を定めるべき踏切道の指定について、こちらの指定については、踏切道改良促進法施行規則第13条に指定基準がございます。その中でも、当該踏切道を迂回する場合における所要時間が、当該踏切道を通行する場合に比して10分以上増加すると見込まれるものという基準がございます。

以前、本制度が創設された折の調査において、泉大津市の立体交差まで約8分程度、岸和田市の立体交差まで約10分という結果から、泉大津8号踏切、いわゆるさつき道路の踏切ですが、こちらにおいては基準から外れていると確認しております。南海電鉄との協議の結果、指定から外れております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、災害時における実際の避難計画、住民の皆様の命に関わることでございますので、条件に適應しているかを深く調査するとともに、改めて関係部署と連携を図り、対応をしてまいります。

以上でございます。

7番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。ぜひ忠岡町一丸となって取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきますが、議長、すみません、通告書、地域エネルギーセンターの質問の1つ目と2つ目の順番を入れ替えて質問させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

議長（前川 和也議長）

どうぞ。

7番（森野 良一議員）

ありがとうございます。では、地域エネルギーセンターにつきまして、先般、大阪府及び忠岡町に提出された方法書を読ませていただきましたが、町長、肝心なことは何もして

いないのと違いますか。方法書中の処理する産業廃棄物の種類についても、特管以外何でもオーケーじゃないですか。この方法書の提出に至るまでの経緯と、町長と事業者との協議の内容をお答えください。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

環境アセスメント手続においては、令和6年10月1日締結の新施設整備事業及び現施設解体撤去事業における設計、環境アセスメント手続、及び許認可取得に係る実施協定において、事業者の責任及び費用負担において実施することとされています。それに基づき、令和7年9月5日には、事業者から大阪府知事に対して環境影響評価方法書が提出され、9月18日から10月17日の期間において本町等で縦覧に供されるとともに、9月18日から10月31日の期間においては、大阪府知事または事業者に対する住民意見提出期間が設けられたものでございます。

議員お尋ねの環境アセスメントの提出に関してですね、忠岡町が役割を果たしてないではないかと、協議はどうなってるんだということですが、環境アセスメントに提出する方法書、準備書は、忠岡町との共同提案ではございません。責任はあくまで事業者となっております。ですから、提出に当たり協議はしておりません。町長の意見は、環境アセスメントの制度の中で述べることでございます。

また、方法書の中の公民連携事業でどのようなごみを受け入れて、何を焼却するのかが書かれていないとのご指摘がございましたが、どのようなごみを受け入れるのか、方法書の段階ではそこは決めていなくても手続的に可能であるとのことです。現段階では、まだ忠岡町と事業者とでこの協議ができておりませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

7番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7番（森野 良一議員）

ご答弁ありがとうございました。私が尋ねていることは、町長が有害な物質を大気中に放出し、大気汚染などを起こすと主張されていた産業廃棄物なども処理する計画書、方法書が大阪府に提出されていますが、町長は事前に事業者とのこの方法書の内容、特に何を燃やすかなどについて協議は行わなかったというのをお聞きしています。もう一度ご答弁をお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

事前には方法書については協議はしておりません。ご質問の趣旨はそのことでしょうか。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

では、この方法書の内容を見て、町長はどのような感想を持たれたんですか。ご答弁お願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

方法書を見て、率直に思われたことということでございますが、環境アセスメントの対象地域、範囲が、全町民の方に分かるような町域全てが入っていないというふうに思いました。

以上でございます。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

その範囲だけですか、感想は、方法書の。

町長（是枝 綾子町長）

はい。

7 番（森野 良一議員）

はい、分かりました。

次に、9月議会の一般質問後、9月18日に大阪府のホームページに、忠岡地域エネルギーセンターなど整備運営事業の方法書が掲載され、10月10日時点で方法書手続中となっておりますが、この手続の中には、調査市町村長の大阪府に対しての意見回答が含まれております。本町の回答はどのような内容なのか、お答えください。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

令和7年10月17日に、（仮称）忠岡地域エネルギーセンター等整備運営事業環境影響評価方法書に係る市町村長意見について、忠岡町環境保全審議会に諮問し、令和7年11月19日に同審議会より答申を受けたところでございます。

答申の内容といたしましては、大気質や温室効果ガス等の方法書で示された評価項目や車両の運行計画に関するご意見、また事業自体に対するご意見として、単に施設建設だけを行うだけでなく、地域エネルギーセンターとして地元への価値創出に期待を寄せるご意見など、専門的、多角的な意見を頂いております。

この答申書の内容を踏まえ、町長意見を作成し、大阪府知事へ意見発出を行ってまいります。

7番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7番（森野 良一議員）

ありがとうございました。幅広い意見が出たということが分かったんですけども、町長の諮問機関である忠岡町環境保全審議会に対し、本件を諮問し、受けた答申は6項目。

1つ目は、環境影響評価の実施に当たっては、事業活動による影響を改めて検討した上で、環境影響評価の項目を適切に選定し、最新の知見に基づいた調査、予測、及び評価を定量的に行い、具体的な環境保全措置の検討を行うこと。

2つ目は、地域エネルギーセンターとしての地元への価値創出について、地域と十分意見交換を行う場所を設け、地域循環共生圏の形成による地域活性化を期待する。

3つ目は、工事の実施及び施設の供用における車両運行計画を適切に調査、予測し、周辺事業者などとの合意形成に努める。

4つ目には、工事の実施施設の併用に当たっては、温室効果ガスの排出の抑制などに資する車両などを選択するように努め、事業期間全体を通じ、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入やエネルギー使用の合理化に努める措置を講ずること。

5つ目には、環境影響評価を実施する地域の設定根拠を分かりやすく示すこと。

最後の6つ目には、現況調査の調査実施箇所の設定根拠を分かりやすく示すこととの審議会の答申となっておりますが、町長の諮問機関はこの地域エネルギーセンター事業を実施する方向ですが、町長はこの答申にご自身のどんな意見を添えて大阪府に提出されるの

でしょうか。ご答弁お願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

環境保全審議会からの頂いた答申を尊重して、そして今、町長の意見、それを踏まえて検討しているところでございます。提出の期日まではまだ期間がございます。答申書の内容を踏まえ、町長の意見を作成していくと。そして、大阪府知事への意見を発出してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

町長、もうきちんと方向性を決めないといけないのと違いますか。大阪府への意見回答は、事業を行う前提の回答をし、忠岡町内ではごみ処理の広域化を行うと言っておられる。いつまでもこんなことはできませんよ。どのように考えられておられるのでしょうか、再度ご答弁お願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

環境アセスメントの町長意見を、方法書の意見を出すと進めていることになるという議員のご指摘でございますけれども、それには当たらないというふうに考えております。環境アセスメントの制度上、事務手続として町長意見を発出するというものでございます。内容につきましては、審議会の答申を踏まえて検討してまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

ありがとうございました。結局はこれ、事業が進んでいくということなので、町長のほ

うもじっくり肝に銘じていただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきたいと思いますけれども、すみません、次の行政相談員の選任についてという質問なんですけれども、通告後に行政相談員が選任されたとお聞きしましたので、この質問を取り下げさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

議長（前川 和也議長）

承知いたしました。

7 番（森野 良一議員）

ありがとうございました。

では、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（前川 和也議長）

以上で、森野良一議員の一般質問を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

お諮りいたします。

本日の会議はこれにて延会をしたいと思いますのですが、これにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議がございませんので、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

次回の会議は、明日 12 月 4 日、木曜日の午前 10 時から開きます。お疲れさまでした。

（「午後 3 時 21 分」延会）